

平成31年度

徳島大学大学院  
医科学教育部

履修の手引き



# 大学院医科学教育部授業科目の履修等について

平成31年4月  
学務課

## 1 教育・研究上の目的

学際的な医科学教育を通して、生命科学の発展と医学・医療の高度化に対応した生命倫理に関する十分な見識を持ち、科学技術に偏向することのない高度な研究能力と学識を備えるとともに、社会に視野を向け貢献することのできる人間性豊かな研究者及び臨床医を養成し、併せて個性的な研究を推進、結実させ、未来を創る活力を持った大学院として医学の進歩と国民の健康の増進に寄与することを目的としている。

## 2 基本的事項

### 1) 単位の基準

講義、演習は15時間をもって、実習、実験実習は30時間をもって1単位としています。

### 2) 学期

前期は4月1日から9月30日まで

後期は10月1日から3月31日まで

### 3) 授業時間

1時限	8時45分～10時15分
2時限	10時30分～12時00分
3時限	13時00分～14時30分
4時限	14時45分～16時15分
5時限	16時30分～18時00分
6時限	18時15分～19時45分
7時限	20時00分～21時30分

(修士課程の一部授業は時間帯が違うものがあります。)

## 3 教育方法

授業科目の授業並びに指導教員が研究課題の研究指導及び学位論文の作成指導を行います。  
なお、外国人留学生には英語による特別コースが置かれています。

## 4 修了要件（修得すべき授業科目と単位数等）

### 1) 修士課程

修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文についての審査及び最終試験に合格することとなっています。

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
医科学専攻	24単位	8単位以上	32単位以上

2年次から研究に集中できるよう、1年次の間に修了要件を満たすよう心掛けてください。  
なお、履修する授業科目の選択にあたっては、予め指導教員の指導を受けなければなりません。

## 2) 博士課程

博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとなっています。

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
医学専攻	8単位	22単位以上	30単位以上

2年次から研究に集中できるよう、1年次の間に修了要件を満たすよう心掛けてください。  
なお、履修する授業科目の選択にあたっては、予め指導教員の指導を受けなければなりません。  
また、non-MD（医師以外）の学生は、選択科目の中の「臨床医科学概論」を履修しなければなら  
ないので、注意してください。

**（注意事項）上記の履修に当たっては、全専攻系共通カリキュラム科目、各専攻系間共通カリキュラム科目のうち必修科目の2単位と選択科目の2単位並びに先端医学特論2単位を修得し、かつ、指導教員の担当する統合コアセミナー（教育クラスターによる指導を受ける者はクラスターコアセミナー）2単位、専門科目（必修6単位並びに講義2単位、演習4単位及び実験実習・臨床研究実習10単位）の合計30単位以上を修得してください。**

## 3) がん専門医師養成コース

博士課程には、がん医療に携わる専門医師養成コースがあり、授業科目・単位数（修了要件）は別に定めています。該当学生には別途「大学院臨床腫瘍学教育課程履修手帳（A5版冊子）」を配付します。それに記載のとおり、それぞれの専門医資格取得に係る授業科目を履修し、単位を修得してください。

## 4) 期間短縮修了

本教育部が優れた研究業績を上げたと認めた者については、修業年限を短縮して修了させることがあります。優れた研究業績の認定基準等詳細については、第一教務係にお問い合わせください。

## 5) 研究指導計画書・報告書の提出

入学者においては、指導教員に相談の上、研究指導における計画を立て、その計画に従って研究を進めてください。その上で、各年次の終了時に研究指導の報告書の写しを第一教務係に提出して  
ください

[https://www.tokushima-u.ac.jp/med/related\\_info/daigakuin.html](https://www.tokushima-u.ac.jp/med/related_info/daigakuin.html)

## 6) 研究倫理等に関する教育訓練の受講

入学者においては、研究倫理についてのAPRINeラーニングプログラムにより、研究倫理教育を受講しなければなりません。また、遺伝子組み合せ実験、動物実験、放射性同位元素等を使用する実験、ヒト臨床研究（ヒトゲノム、疫学研究を含む）などに従事する場合は、必要な教育訓練を受講しなければなりません。指導教員の指示に従い、適切な教育訓練を受講してください。

[https://www.tokushima-u.ac.jp/med/related\\_info/daigakuin.html](https://www.tokushima-u.ac.jp/med/related_info/daigakuin.html)

## 7) 研究指導におけるチェックリストの作成及び提出

研究活動の厳格化に基づき、研究活動におけるチェックリストの作成及び提出が義務づけられています。毎年、原則10月1日を基準に作成（秋入学者については、4月1日を基準日とする）し、学位申請時まで保管の上、学位申請時に他の書類と一緒に提出してください。

## 8 学位の授与

徳島大学大学院医科学教育部修士課程を修了した者には「修士（医科学）」の学位を、博士課程を修了した者には「博士（医学）」の学位を授与します。

## 9 授業科目の履修登録

授業を履修し、単位を修得するためには履修登録の手続を行う必要があります。履修科目の決定は、関係規則等及び授業時間割をよく確認のうえ、指導教員の指導の下で行ってください。

### 1) 修士課程の登録

修了要件に必要な科目（必修・選択）を、授業時間割を見ながらWebにより履修登録してください。専門科目の課題探求演習と特別研究は履修登録の必要はありません。

### 2) 博士課程の登録

修了要件に必要な科目（必修・選択）を、授業時間割を見ながらWebにより履修登録してください。統合コアセミナー、専門科目（課題研究演習、講義、演習、実験実習・臨床研究実習）は履修登録の必要はありません。

なお、「先端医学特論」（選択必修科目）も履修登録の必要はありません。通常授業又は「大学院特別講義」に15回以上出席し、その都度、別紙「受講票」に担当教員の押印又はサインをもらってください。15回以上受講した後は、第一教務係へ受講票を提出してください。

（注）博士課程の学生で、がん専門医師養成に係る科目を履修しようとする者は、全科目履修登録の必要はありません。

### 3) 授業時間割及び授業日程

授業時間割及び詳細日程表は以下のサイトに掲載されています。変更があった場合、随時更新されますので、適宜確認してください。

「徳島大学医学部・大学院」→「学内関連情報」→「大学院生向け」

[http://www.tokushima-u.ac.jp/med/related\\_info/](http://www.tokushima-u.ac.jp/med/related_info/)

### 4) 履修登録の確認

webでの履修登録後は「確認画面」で確認してください。

#### ■web登録・履修確認等アクセス先

こちらのサイト「徳島大学システムサービス一覧」からアクセスしてください。

<http://www.ait.tokushima-u.ac.jp/service/list/>

学生用教務事務システムからログイン

※履修登録は24時間可能です。

#### ■ユーザーID 学生番号1234567890の場合

1234567890 → c123456789

#### ■パスワードは別途お渡ししたカードに記載されています。

## 10 医科学教育部授業概要「シラバス」

徳島大学のホームページから、「学部大学院等」を選択し、次に「医科学教育部」をクリックすれば、「シラバス」がありますので御覧ください。

「シラバスのホームページ」

<http://www.tokushima-u.ac.jp/visitor/syllabuslink.html>

## 11 試験・評価

### 1) 試験の受験資格

出席回数が2/3以上あることが条件となります。

### 2) 本試験

試験の実施日時その他必要な事項は、予め告示します。レポート提出で試験に読み替えているのがほとんどです。

### 3) 成績評価

各授業科目の試験又は研究報告の成績は、優れた順に、S A B C Dの5段階評価とし、S A B Cは合格、Dは、不合格としています。なお、成績の確認は、学生用教務事務システムの成績照会か、学務課事務室の外に設置されている証明書自動発行機で行ってください。

### 4) 追試験（病気その他の理由で本試験を受験出来なかった人対象）

次の学期末に追試験を受けることができます。担当教員と相談して試験日を設定してください。

### 5) 再試験（本試験で不合格となった人対象）

授業担当教員と相談して試験日を設定してください。

### 6) カンニング等不正行為に対する措置

懲戒処分の対象となります。

### 7) 成績評価等に関する申し立て

成績評価等について疑義がある場合、担当教員に申し出てください。

## 12 進級要件

平成16年4月1日施行の「医科学教育部における進級の申合せ」により、1学年における休学期間が6ヶ月を超える者については進級を認めない。6ヶ月以内の休学は進級を認めるが、在学期間中一回限りとしています。

## 13 長期履修制度

職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する場合は、所定の手続きを経て、計画的な履修を許可することができます。

年度途中での許可はできません。手続き時期等詳細については、第一教務係にお問い合わせください。

## 14 その他

### 1) 授業の欠席手続き

授業を欠席する際は予め、担当授業教員に連絡してください。

## 2) 気象警報等が発表された場合の授業の休講措置

本学では、徳島台風等により、昼間開講の授業については午前7時に、夜間の授業については午後4時に「暴風警報と大雨警報」、「暴風警報と洪水警報」、「大雪警報」又は特別警報（波浪特別警報を除く。）が徳島県徳島市に発表中である場合は、授業の休講措置を取っています。

## 3) 他の大学院、外国の大学院での授業科目の履修

学則第9条及び第27条の規定に基づき、所定の願書を本教育部長に提出して許可を受け、「派遣学生」として修得した単位の認定は、相手方の成績証明書等により本教育部が行います。

## 4) 社会人学生の皆様への受講に係る配慮

### ■修士課程

ア) 学部の授業を受講する「メディカルエレクトロニクス特論」、「ヒューマンサイエンス（病理病態学）」は必要に応じて夏季・冬季休業中や夜間にも開講します。

イ) 「生命倫理概論」、「臨床心理学」、「社会医学・疫学・医学統計概論」、「英語論文作成法」、「宇宙と栄養・医学概論」、「生命科学の研究手法」、「臨床医学概論」、「医療系分野における知的財産学概論」の8科目は、e-learningで受講することも出来ます。

### ■博士課程

ア) 「生命倫理概論」、「臨床心理学」、「社会医学・疫学・医学統計概論」、「英語論文作成法」、「宇宙と栄養・医学概論」、「生命科学の研究手法」、「臨床医学概論」、「医療系分野における知的財産学概論」の8科目は、e-learningで受講することも出来ます。

# 学生生活等について

## 1 休学、復学、退学等について

休学、復学、退学等を希望する学生は、就学上いろいろな問題が生じることがあるので事前に、必ず各自の指導教員とよく相談して助言指導を受けてください。

その上で、所定の願出用紙に必要事項を記入・押印し、希望日の1ヶ月以上前までに第一教務係に提出してください。

なお、退学しようとする日の属する学期の授業料について全額が必要となります。授業料未納のままでは退学出来ません。未納のままであると、学則第28条により「除籍」となります。

### 1) 休学

- 疾病その他一身上の都合により2ヶ月以上就学できないときは、医師の診断書（疾病）または詳細な理由書を添えて学長に願い出て、その許可を受けて休学することができます。
- 休学は、1年を超えることはできません。ただし、特別な理由がある者には更にひき続き1年以内の休学を許可することがあります。
- 休学期間は通算して修士課程は2年、博士課程は4年を超えることはできません。
- 休学期間は在学期間に算入しません。

休学を許可された者の授業料について、次の措置がとられます。

ア) 休学の願出が許可された日が3月、4月、9月または10月の場合は、休学期間に応じた月割計算による授業料が免除されます。

イ) 休学願が受理された日が、ア) 以外の月である場合には、受理日が属する期の授業料は全額徴収されます。

ウ) 納付済み(収納済み)の授業料は返還されません。

## 2) 復学

休学期間中にその理由が消滅した時は、学長の許可を得て復学することができます。ただし、休学の理由が疾病による場合は医師の診断書を要します。

なお、休学期間満了の場合も「復学願」を提出してください。

## 3) 退学

退学しようとする時は、退学願に詳細な理由書を添えて提出し、学長の許可を得なければなりません。

退学しようとする者は、退学を許可された日の属する期の授業料は徴収されます。

## 4) 改姓(名)及び旧姓使用

改姓(名)があれば、直ちに所定の届出用紙を提出してください。また、旧姓を使用したい場合は、別途、所定の届出用紙を提出してください。なお、この場合において、学位記及び学位授与証明書に学籍簿と異なる表記を希望する場合も所定の届け出用紙を提出してください。旧姓使用を中止する場合も所定の届け出用紙を提出してください。

## 2 除籍

次の各項目の一に該当した場合は、教授会の議を経て学長が除籍します。

1. 入学料の免除を不許可とされた者または半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する期日までに納付しない者
2. 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても納付しない者
3. 学則に定める在学期間を超えた者
4. 学則に定める休学期間を超えた者
5. 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

## 3 所属分野の変更について

何らかの理由で、所属する分野の変更を希望する場合は、第一教務係にお問い合わせください。

## 4 海外渡航について

渡航目的を問わず、海外に渡航する場合は、「海外渡航届」を提出してください。

## 5 学生教育研究災害障害保険

大学の教育研究活動中等に不慮の災害事故により身体に障害を被った場合、事故の日時、場所、状況、障害の程度を、事故通知はがき(学生係にあります)により保険会社へ届け出てください。

事故の日から30日以内に届け出のない場合は、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。

## 6 学生金庫

学生で、学資金の逼迫している者または緊急の出資を必要とする者に対して一次援助するために行う貸付金の制度です。詳細については、学生係へ相談してください。

## 7 学生相談室における相談体制

徳島大学には、学生相談室が設けられており、学業や進路の悩み事、経済的な悩み事、人間関係上の悩み事など、学生のさまざまな相談に各学部の複数の教員(学生相談員、人権問題相談員、学内カウ



ンセラー，法律アドバイザー）また，学外カウンセラーが対応しています。

## 8 各種証明書の発行

学務課事務室の外に設置されている証明書自動発行機で出力してください。(学生証が必要です。)  
英文証明書等の自動発行機で発行できない証明書は，余裕をもって第一教務係に発行依頼してください。

以下の関係規則等は別紙のとおり

- 1 徳島大学大学院学則
- 2 徳島大学大学院医科学教育部規則
- 3 徳島大学大学院医科学教育部における授業科目の履修方法等に関する細則
- 4 徳島大学大学院医科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則
- 5 徳島大学学位規則
- 6 徳島大学大学院医科学教育部学位規則実施細則

- ◆授業・成績評価に関する申合せ
- ◆レポート盗用等の禁止に関する申合せ
- ◆学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応についての申合せ
- ◆徳島大学大学院医科学教育部医科学専攻（修士課程）学位論文審査基準
- ◆徳島大学大学院医科学教育部医学専攻（博士課程）学位論文審査基準
- ◆カリキュラムマップ
- ◆研究指導計画書・報告書
- ◆研究指導におけるチェックリスト
- ◆「海外渡航届」様式



第1章 目的

(目的)

第1条 徳島大学大学院（以下「大学院」という。）は、徳島大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

2 大学院は、教育部又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、各教育部規則で定め、公表するものとする。

第2章 組織

(課程)

第2条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 修士課程及び第4条の2第2項に規定する前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(教育部)

第3条 大学院に次項の表の左欄に掲げる教育部を置き、それぞれの教育部に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2 各教育部ごとの課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

教育部名	専攻名	課程の別
総合科学教育部	地域科学専攻	博士（前期・後期）課程
	臨床心理学専攻	博士前期課程
医科学教育部	医科学専攻	修士課程
	医学専攻	博士課程
口腔科学教育部	口腔保健学専攻	博士（前期・後期）課程
	口腔科学専攻	博士課程
薬科学教育部	創薬科学専攻	博士（前期・後期）課程
	薬学専攻	博士課程
栄養生命科学教育部	人間栄養科学専攻	博士（前期・後期）課程

保健科学教育部	保健学専攻	博士（前期・後期）課程
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	博士（前期・後期）課程
	物質生命システム工学専攻	
	システム創生工学専攻	

3 各教育部に置く講座については、別に定める。

### 第3章 標準修業年限、在学期間及び収容定員等

（標準修業年限）

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第4条の2 博士課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

2 前項の博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第4条の3 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

（在学期間）

第5条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

（収容定員等）

第6条 各教育部の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

教育部名	専攻名	修士課程又は博士前期課程		博士課程又は博士後期課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
		総合科学教育部	地域科学専攻	35	70	
部	臨床心理学専攻	12	24			24
	計	47	94	4	12	106
	医科学教育部	医科学専攻	10	20		
部	医学専攻			51	204	204
	計	10	20	51	204	224
	口腔科学教育部	口腔保健学専攻	5	10	2	6
部	口腔科学専攻			18	72	72
	計	5	10	20	78	88
	薬科学教育部	創薬科学専攻	35	70	10	30
部	薬学専攻			4	16	16

	計	3 5	7 0	1 4	4 6	1 1 6
栄養生命科学 教育部	人間栄養科学専攻	2 2	4 4	9	2 7	7 1
保健科学教育 部	保健学専攻	2 7	5 4	5	1 5	6 9
先端技術科学 教育部	知的力学システム工学 専攻	1 0 3	2 0 6	1 4	4 2	2 4 8
	物質生命システム工学 専攻	7 3	1 4 6	9	2 7	1 7 3
	システム創生工学専攻	1 5 2	3 0 4	2 0	6 0	3 6 4
	計	3 2 8	6 5 6	4 3	1 2 9	7 8 5
合計		4 7 4	9 4 8	1 4 6	5 1 1	1, 4 5 9

#### 第4章 教育課程

##### (教育課程の編成方針)

第6条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

##### (教育方法)

第7条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

##### (教育方法の特例)

第7条の2 各教育部において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 各教育部に、外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。

##### (履修方法等)

第8条 各教育部における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容及びにこれらの履修方法は、各教育部規則の定めるところによる。

##### (一の授業科目について2以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第8条の2 各教育部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、徳

島大学学則第30条第2項各号に規定する基準を考慮して、各教育部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第8条の3 各教育部は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の4 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第9条の3第2項の規定により修得したものとみなす単位数を除き、10単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることができる。

4 他の大学院の授業科目を履修することのできる期間及び他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、次のとおりとする。

(1) 履修の期間及び研究指導の期間を含め、1年以内とする。ただし、博士後期課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。）の学生で特別な理由がある場合は、当該他の大学院等との協議に基づき、更に1年を限り延長することができる。

(2) 博士後期課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。）の学生の履修の期間及び研究指導の期間は、それぞれを通算して2年を超えることができない。

5 他の大学院で授業科目を履修した期間及び他の大学院等で研究指導を受けた期間は、大学院の在学期間に算入する。

6 学生は、他の大学院で授業科目を履修し、又は他の大学院等で研究指導を受けている間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、他の大学院での授業科目の履修に関する事項及び他の大学院等での研究指導に関する事項について必要な事項は、別に定める。

8 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学中の外国の大学院における学修)

第9条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に、外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項（同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学院における学修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条の3 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院、他の大学院、外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院において修得した単位以外のものについては、第9条第2項（同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定について必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の4 学生が職業を有している等の事情により、第4条、第4条の2及び第4条の3に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該教育部の教育部教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、各教育部長が別に定める。

(単位の認定)

第10条 授業科目を履修した者には、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。

2 各授業科目の単位の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。

## 第5章 課程の修了要件，学位の授与及び教員の免許状

### (修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第11条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は，当該課程に2年以上在学し，30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ，修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該教育部が優れた業績を上げたと認める者については，当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

### (博士前期課程の取扱い)

第11条の2 第4条の2第2項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了要件は，当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には，前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて，次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し，又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

### (博士課程の修了要件)

第12条 博士課程（医科学教育部，口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻を除く。以下第3項までにおいて同じ。）の修了要件は，当該課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し，30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については，当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず，第11条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は，当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し，30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については，当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和



28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。第18条第2項において同じ。)を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

4 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(論文の審査)

第13条 修士論文及び博士論文の審査については、別に定める。

(最終試験)

第14条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文の審査に合格した者について行う。

2 前項に定めるもののほか、最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(課程修了による学位の授与)

第15条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(論文提出による学位の授与)

第16条 前条第2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、博士論文を提出した者について博士の学位を授与することができる。

(教員の免許状)

第16条の2 大学院の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

教育部名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
保健科学教育部	保健学専攻	養護教諭専修免許状	

先端技術科学 教育部	知的力学システム工学専攻 物質生命システム工学専攻 システム創生工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
---------------	--	-------------	----

## 第6章 入学，休学，退学，再入学，転学，転教育部，転専攻及び留学

### (入学の時期)

第17条 入学の時期は，毎学年の初めとする。ただし，各教育部において必要があると認めるときは，後期の初めにおいても，学生を入学させることができる。

### (入学資格)

第18条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき，文部科学大臣が指定した者
- (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 大学に3年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程を修了し，大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 大学院において，個別の入学資格審査により，第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修するこ

とにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者

(8) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第19条 大学院に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学者選考)

第20条 入学志願者については、選抜試験を行い、教育部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学許可)

第22条 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

(休学)

第23条 疾病その他の理由により、2月以上就学できないときは、学生は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため就学が不相当と認められた者には、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

4 休学期間は、通じて修士課程及び博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年、医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程にあつては4年を超えることができない。

5 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 休学期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(退学)

第24条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第25条 大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、学長は、これを許可することがある。

2 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転学)

第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から大学院の同種の教育部に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、これを許可することがある。

3 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転教育部)

第26条の2 学生が、所属の教育部以外の教育部に転教育部を願い出たときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転教育部に関する事項については、各教育部規則で定める。

(転専攻等)

第26条の3 学生が、所属の教育部内の専攻（先端技術科学教育部にあつてはコースとする。以下この条において同じ。）と異なる当該教育部の専攻に転専攻を願い出たときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転専攻に関する事項については、各教育部規則で定める。

(留学)

第27条 大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院に留学することができる。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、各教育部規則で定める。

(国際連合大学における授業科目の履修等)

第27条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、国際連合大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、国際連合大学の授業科目を履修することができる。

2 第9条第2項及び第4項から第6項までの規定は、国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合に準用する。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第28条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に

定めるところによる。

(授業料の納付)

第29条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあつては4月、後期にあつては10月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第30条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

第30条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

第30条の3 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第30条の4 経済的理由により納期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

第30条の5 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

2 休学を許可した場合は、月割計算により休学した月の翌月から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第30条の6 経済的理由により納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(細則)

第30条の7 第30条の3から前条までの規定によるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章 教員組織

(教員組織)

第31条 大学院に研究部を置く。

2 研究部については、別に定める。

3 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、研究部その他の組織に所属する本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

## 第9章 運営組織

(研究部教授会及び教育部教授会)

第32条 大学院の管理運営のため、各研究部に研究部教授会を、各教育部に教育部教授会を置く。

2 研究部教授会及び教育部教授会については、別に定める。

(研究部長及び教育部長)

第32条の2 各研究部に研究部長を、各教育部に教育部長を置く。

2 教育部長は、当該教育部の教授会構成員である教授のうちから選任する。

## 第10章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第33条 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者がいるときは、当該大学院との協議に基づき、当該教育部教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第33条の2 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院において研究指導を受けることを希望する者がいるときは、当該大学院との協議に基づき、当該教育部教授会において選考の上、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第34条 学長は、大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者がいる

ときは、当該教育部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第34条の2 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者がいるときは、授業及び研究に妨げのない限り、当該教育部等の教授会（教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等）において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(大学院の学生に関する規定の準用)

第34条の3 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、大学院の学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第35条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者がいるときは、学生の学修に支障のない限り、当該教育部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

#### 第11章 雑則

(学則の準用)

第36条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、徳島大学学則を準用する。

#### 附 則

この規則は、昭和50年6月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年4月16日規則第521号改正）

この規則は、昭和51年4月16日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年3月18日規則第549号改正）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月22日規則第553号改正）

1 この規則は、昭和52年4月22日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

2 昭和52年度の入学に係る聴講生の検定料の額及び昭和52年度に入学を許可する聴講生の入学料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和53年1月20日規則第571号改正）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日規則第590号改正）

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。



- 2 昭和53年3月31日以後引続き在学している聴講生（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和53年4月1日以後のものを除く。）の授業料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、在学期間が満了するまでの間は、従前の額とする。

附 則（昭和53年5月12日規則第594号改正）

この規則は、昭和53年5月12日から施行する。

附 則（昭和54年2月16日規則第602号改正）

- 1 この規則は、昭和54年2月16日から施行する。
- 2 この規則施行の際に現に医学研究科に在学する者の修業年限、他の大学の大学院における授業科目の履修及び博士課程の修了要件については、改正後の第4条第4項、第9条第2項及び第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和54年4月1日規則第611号改正）

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度中に入学する聴講生の検定料の額は、第34条の2第1項の改正規定にかかわらず、改正前の規定を適用する。

附 則（昭和55年4月18日規則第654号改正）

この規則は、昭和55年4月18日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年4月1日規則第688号改正）

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年度の入学に係る聴講生の検定料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和57年4月1日規則第717号改正）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日規則第744号改正）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年度の入学に係る聴講生の検定料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和59年4月1日規則第776号改正）

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年度において入学した聴講生の同年度の授業料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る聴講生の1単位に相当する授業についての授業料の額は、前期の1単位に相当する授業料についての授業料の額の2分の1に相当する額と、後期の1単位に相当する授業についての授業料の額の2分の1に相当する額と合わせた額とする。

区分	前期（４月１日から９月３０日まで）	後期（１０月１日から翌年の３月３１日まで）
聴講生	１単位に相当する授業について ６，０００円	１単位に相当する授業について ７，０００円

附 則（昭和６０年４月１日規則第８００号改正）

- この規則は、昭和６０年４月１日から施行する。
- 昭和６０年度の入学に係る聴講生の検定料の額及び昭和６０年度に入学を許可する聴講生の入学料の額は、改正後の第３４条の２第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和６１年４月１８日規則第８２４号改正）

この規則は、昭和６１年４月１８日から施行し、昭和６１年４月１日から適用する。

附 則（昭和６２年１月１６日規則第８４６号改正）

- この規則は、昭和６２年１月１６日から施行する。
- 改正後の第３４条の２第１項の規定は、昭和６２年度以後に在学する聴講生から適用する。ただし、昭和６２年３月３１日以後引き続き在学する聴講生（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和６２年４月１日以後のものを除く。）の授業料の額は、当該在学期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和６２年４月１日規則第８６１号改正）

- この規則は、昭和６２年４月１日から施行する。
- 薬学研究科の薬学専攻及び製薬化学専攻は、改正後の第３条第２項及び第６条の規定にかかわらず、昭和６２年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第６条の表に掲げる薬学研究科の項及び合計の項の総定員は、同表の規定にかかわらず、昭和６２年度及び昭和６３年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	昭和６２年度			昭和６３年度		
		修士課程	博士課程又は博士後期課程	合計総定員	修士課程	博士課程又は博士後期課程	合計総定員
		総定員	総定員		総定員	総定員	
薬学研究科	薬品科学専攻	２６	６	３２	５２	１２	６４
合計		２０２	３２３	５２５	２２８	３２９	５５７

附 則（昭和６２年９月１８日規則第８９３号改正）

- この規則は、昭和６２年９月１８日から施行する。

2 昭和62年度内の入学に係る聴講生の検定料及び入学料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月17日規則第925号改正）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月20日規則第979号改正）

この規則は、平成2年4月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成2年6月22日規則第988号改正）

この規則は、平成2年6月22日から施行する。

附 則（平成2年12月21日規則第997号改正）

この規則は、平成2年12月21日から施行する。

附 則（平成3年3月15日規則第1002号改正）

改正 平成3年9月20日規則第1032号

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 工学研究科修士課程の土木工学専攻、建設工学専攻、機械工学専攻、精密機械工学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻及び情報工学専攻は、改正後の第3条第2項及び第6条の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続する専攻に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成3年度及び平成4年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成3年度			平成4年度	
		博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員		収容定員	
工学研究科	建設工学専攻	16		16		32
	機械工学専攻	16		16		32
	化学応用工学専攻	16		16		32
	電気電子工学専攻	16		16		32
	知能情報工学	10		10		20

	専攻				
	物質工学専攻		6	6	1 2
	生産開発工学専攻		5	5	1 0
	システム工学専攻		6	6	1 2
	計	7 4	1 7	9 1	3 4
合計		1 5 4	3 5 2	5 0 6	3 6 9

附 則（平成3年4月19日規則第1021号改正）

- この規則は、平成3年4月19日から施行する。ただし、第16条の2の表の改正規定については、平成3年度入学者から適用する。
- 平成3年3月31日に工学研究科に在学する者については、第16条の2の表の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年9月20日規則第1032号改正）抄

- この規則は、平成3年9月20日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年4月1日規則第1059号改正）

- この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成4年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成4年度		
		博士前期課程	博士課程又は博士 後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員	
工学研究科	建設工学専攻	3 2		3 2
	機械工学専攻	3 2		3 2
	化学応用工学専攻	3 2		3 2
	電気電子工学専攻	3 2		3 2
	知能情報工学専攻	2 0		2 0
	生物工学専攻	8		8
	物質工学専攻		1 2	1 2
	生産開発工学専攻		1 0	1 0
	システム工学専攻		1 2	1 2
	計	1 5 6	3 4	1 9 0

合計	236	369	605
----	-----	-----	-----

附 則（平成6年2月18日規則第1119号改正）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第1133号改正）

- この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる人間・自然環境研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成6年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成6年度	
		修士課程又は博士前期課程	合計収容定員
		収容定員	
人間・自然環境研究科	人間環境専攻	10	10
	自然環境専攻	15	15
	計	25	25
合計		269	655

附 則（平成6年9月16日規則第1158号改正）

この規則は、平成6年9月16日から施行し、平成6年8月10日から適用する。

附 則（平成7年3月17日規則第1181号改正）

- この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成7年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成7年度		
		博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員	
工学研究科	建設工学専攻	37		37
	機械工学専攻	43		43
	化学応用工学専攻	34		34
	電気電子工学専攻	43		43
	知能情報工学専攻	23		23
	生物工学専攻	17		17
	物質工学専攻		18	18
	生産開発工学専攻		15	15

	システム工学専攻		18	18
	計	197	51	248
合計		327	386	713

附 則（平成7年7月21日規則第1202号改正）

この規則は、平成7年7月21日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

附 則（平成8年2月16日規則第1206号改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第1211号改正）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の表に掲げる薬学研究科の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成8年度から平成11年度までは、次の表のとおりとする。

研究 科名	専攻名	平成8年度			平成9年度			平成10年度		平成11年度		
		修士 課程 又は 博士 前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計 収容 定員	博士課程又 は博士後期 課程	合計 収容 定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収 容定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収 容定員		
											収容 定員	入学 定員
薬学 研究 科	薬品科学専 攻	46	6	18	64	6	18	58	15	55	12	52
	医療薬学専 攻	18	0	0	18	0	0	36	8	44	16	52
	計	64	6	18	8	26	18	94	23	99	28	104
合計		37	10	38	75	10	38	77	391	775	396	780
		2	4	6	8	4	6	0				

附 則（平成9年4月1日規則第1255号改正）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成9年度から平成12年度までは、次の表のとおりとする。

研究 科名	専攻名	平成9年度			平成10年度		平成11年度		平成12年度	
		修士 課程	博士課程又 は博士後 期課程	合計 収容 定員	博士課程又 は博士後 期課程	合計 収容 定員	博士課 程	合計収 容定員	博士課 程	合計収 容定員

		課程 又は 博士 前期 課程	は博士後期 課程		収容 定員	は博士後期 課程		収容 定員	程又は 博士後 期課程	容定員	程又は 博士後 期課程		容定員
			収容 定員	入学 定員		収容 定員	入学 定員				収容 定員	容定員	
工学 研究 科	建設工学専攻	40			40			38		38			38
	機械工学専攻	52			52			50		50			50
	化学応用工学専攻	36			36			36		36			36
	電気電子工学専攻	54			54			54		54			54
	知能情報工学専攻	26			26			26		26			26
	生物工学専攻	18			18			18		18			18
	物質工学専攻		6	18	18	6	18	18	17	17	16		16
	生産開発工学専攻		5	15	15	5	15	15	14	14	13		13
	システム工学専攻		6	18	18	6	18	18	18	18	18		18
	エコシステム工学専攻	30	0	0	30	0	0	60	13	73	26		86
計	256	17	51	307	17	51	333	62	344	73		355	
合計	410	104	386	796	109	391	827	407	843	423		859	

附 則（平成10年3月13日規則第1313号改正）

- この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までは、次の表のとおりとする。

研究 科名	専攻名	平成10年度			平成11年度			平成12年度		
		修士課程又は 博士前期課程	博士課程又は博士 後期課程		合計収容 定員	博士課程又は博 士後期課程		博士課程又は 博士後 期課程	合計収 容定員	
			入学定員	収容定員		入学定 員	収容定 員			
工学 研究 科	建設工学専攻	38			38			38		38
	機械工学専攻	50			50			50		50
	化学応用工学専攻	36			36			36		36
	電気電子工学専攻	54			54			54		54
	知能情報工学専攻	26			26			26		26
	生物工学専攻	18			18			18		18
	光応用工学専攻	15			15			30		30
	物質工学専攻		6	18	18	5	17	17	16	16
	生産開発工学専攻		5	15	15	4	14	14	13	13
	システム工学専攻		6	18	18	6	18	18	18	18
	エコシステム工学専攻	60	0	0	60	13	13	73	26	86
	計	297	17	51	348	28	62	374	73	385
合計	451	109	391	842	120	407	873	423	889	



附 則（平成11年3月17日規則第1395号改正）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成11年度及び平成12年度は、次のとおりとする。

研究科 名	専攻名	平成11年度			平成12年度		
		修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
工学研 究科	建設工学専 攻	49		49	60		60
	機械工学専 攻	64		64	78		78
	化学応用工 学専攻	45		45	54		54
	電気電子工 学専攻	69		69	84		84
	知能情報工 学専攻	40		40	54		54
	生物工学専 攻	30		30	42		42
	光応用工学 専攻	30		30	30		30
	物質工学専 攻		17	17		16	16
	生産開発工 学専攻		14	14		13	13
	システム工 学専攻		18	18		18	18
	エコシステ ム工学専攻	60	13	73	60	26	86
	計	387	62	449	462	73	535
合計		541	407	948	616	423	1,039

附 則（平成11年7月23日規則第1437号改正）

この規則は、平成11年7月23日から施行する。

附 則（平成11年9月24日規則第1443号改正）

この規則は、平成11年9月24日から施行し、平成11年8月31日から適用する。

附 則（平成12年3月17日規則第1468号改正）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科博士後期課程の物質工学専攻、生産開発工学専攻及びシステム工学専攻は、改正後の第3条第2項及び第6条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成12年度			平成13年度		
		修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
工学研究科	建設工学専攻	60		60	60		60
	機械工学専攻	78		78	78		78
	化学応用工学専攻	54		54	54		54
	電気電子工学専攻	84		84	84		84
	知能情報工学専攻	54		54	54		54
	生物工学専攻	42		42	42		42
	光応用工学専攻	30		30	30		30
	物質材料工学専攻		6	6		12	12
	マクロ制御		6	6		12	12

	工学専攻						
	機能システム工学専攻		6	6		12	12
	情報システム工学専攻		6	6		12	12
	エコシステム工学専攻	60	26	86	60	39	99
	計	462	50	512	462	87	549
合計		616	400	1,016	616	437	1,053

附 則（平成13年1月5日規則第1589号改正）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年4月20日規則第1636号改正）

この規則は、平成13年4月20日から施行する。

附 則（平成13年6月22日規則第1652号改正）

この規則は、平成13年6月22日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第1707号改正）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の表に掲げる医学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度までは、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員		収容定員		収容定員	
医学研究科	医学専攻	46	46	92	92	138	138
	プロテオミクス医科学専攻	18	18	36	36	54	54
	計	64	64	128	128	192	192
合計		301	917	365	981	429	1,045

附 則（平成15年1月24日規則第1744号改正）

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第1760号改正）

- この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の表に掲げる人間・自然環境研究科、医学研究科及び合計の項の収容定員は同表の規定にかかわらず、平成15年度及び平成16年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成15年度			平成16年度	
		修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員		収容定員	
人間・自然環境研究科	人間環境専攻	20		20		
	自然環境専攻	30		30		
	臨床心理学専攻	9		9		
	計	59		59		
医学研究科	医科学専攻	20		20		
	医学専攻		92	92	138	138
	プロテオミクス 医科学専攻		36	36	54	54
	計	20	128	148	192	192
	合計	645	365	1,010	429	1,103

附 則（平成15年10月17日規則第1814号改正）

この規則は、平成15年10月17日から施行し、この規則による改正後の徳島大学大学院学則の規定は、平成15年9月19日から適用する。

附 則（平成16年2月20日規則第1827号改正）

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 医学研究科、歯学研究科、栄養学研究科及び薬学研究科は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条の表に掲げる医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部及び合計の項の収容定員欄は、同表の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次のとおりとする。

研究科名・教育部名	専攻名	平成16年度			平成17年度		平成18年度	
		修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後	合計収容定員

		収容定員	収容定員		収容定員		期課程	
							収容定員	
医科学教育部	医科学専攻	20		20		40		40
	医学専攻		46	46	92	92	138	138
	プロテオミクス医科学専攻		18	18	36	36	54	54
	計	20	64	84	128	168	192	232
口腔科学教育部	口腔科学専攻		26	26	52	52	78	78
薬科学教育部	創薬科学専攻	31	12	43	24	86	36	98
	医療生命薬学専攻	32	10	42	20	84	30	94
	計	63	22	85	44	170	66	192
栄養生命科学教育部	人間栄養科学専攻	22	12	34	24	68	36	80
合計		635	235	870	359	1,099	483	1,223

附 則（平成16年3月19日規則第1833号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月31日規則第127号改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月25日規則第14号改正）

この規則は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月16日規則第34号改正）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年11月18日規則第43号改正）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規則第63号改正）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の工学研究科の各専攻は、改正後の第6条の表にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続する工学研究科の学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則による改正後の第6条の表に掲げる保健科学教育部、先端技術科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず平成18年度及び平成19年度は、次のとおりとする。

研究科名・教育部名	専攻名	平成18年度			平成19年度		
		修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員	修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
		保健科学教育部	保健学専攻	14		14	28
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	94	11	105	188	22	210
	環境創生工学専攻	86	18	104	172	36	208
	システム創生工学専攻	148	24	172	296	48	344
	計	328	53	381	656	106	762
合計		620	425	1,045	962	568	1,530

附 則（平成19年2月16日規則第41号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第62号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月18日規則第44号改正）

この規則は、平成20年1月18日から施行する。

附 則（平成20年2月15日規則第49号改正）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第6条の表に掲げる保健科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度は、次のとおりとする。

研究科名・教育部名	専攻名	平成20年度		平成21年度	
		博士課程又は 博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は 博士後期課程	合計収容定員

		収容定員		収容定員	
保健科学教育部	保健学専攻	5	33	10	38
合計		626	1588	631	1593

附 則（平成20年3月21日規則第62号改正）

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成19年度以前に人間・自然環境研究科に入学した者に係る第16条の2の表人間・自然環境研究科の項の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月24日規則第65号改正）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の人間・自然環境研究科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該研究科に在学する学生が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条の表に掲げる総合科学教育部及び合計の項の収容定員は同表の規定にかかわらず、平成21年度及び平成22年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成21年度			平成22年度		
		修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
総合科学教育部	地域科学専攻	35	4	39	70	8	78
	臨床心理学専攻	12		12	24		24
	計	47	4	51	94	8	102
計		941	640	1,581	988	644	1,632

- 平成20年度以前に人間・自然環境研究科に入学した者に係る改正後の第16条の2の表の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月16日規則第29号改正）

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の医科学教育部プロテオミクス医科学専攻並びに薬科学教育部創薬科学専攻及び医療生命薬学専攻の博士前期課程は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 第6条の表に掲げる医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成22年度			平成23年度		平成24年度	
		修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収 容定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収 容定員
		収容定員	収容定員		収容定 員		収容定 員	
医科学教育部	医科学専攻	30		30		20		20
	医学専攻		189	189	194	194	199	199
	計	30	189	219	194	214	199	219
口腔科学教育部	口腔科学専攻		96	96	88	88	80	80
薬科学教育部	創薬科学専攻	35		35		70		70
	創薬科学専攻		36	36	36	36	36	36
	医療生命薬学専攻		30	30	30	30	30	30
	計	35	66	101	66	136	66	136
栄養生命科学教育部	人間栄養科学専攻	44	33	77	30	74	27	71
保健科学教育部	保健学専攻	33	15	48	15	53	15	53
合計		892	566	1,458	564	1,486	558	1,480

附 則（平成23年1月18日規則第54号改正）

この規則は、平成23年1月18日から施行する。

附 則（平成23年3月1日規則第65号改正）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 第6条の表に掲げる口腔科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成23年度及び平成24年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成23年度			平成24年度	
		修士課 程又は	博士課 程又は	合計収容定 員	博士課 程又は	合計収容定 員



		博士前	博士後		博士後	
		期課程	期課程		期課程	
		収容定員	収容定員			収容定員
口腔科学教育部	口腔保健学専攻	5		5		10
	口腔科学専攻		88	88	80	80
	計	5	88	93	80	90
合計		927	564	1,491	558	1,490

附 則（平成24年3月21日規則第42号改正）

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の薬科学教育部創薬科学専攻及び医療生命薬学専攻の博士後期課程並びに先端技術科学教育部環境創生工学専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第6条の表に掲げる薬科学教育部、保健科学教育部、先端技術科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成24年度			平成25年度		平成26年度	
		修士課程又は博士前期課程 収容定員	博士課程又は博士後期課程 収容定員	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程 収容定員	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程 収容定員	合計収容定員
薬科学教育部	創薬科学専攻	70	10	80	20	90	30	100
	薬学専攻		4	4	8	8	12	12
	計	70	14	84	28	98	42	112
保健科学教育部	保健学専攻	46	15	61	15	69	15	69
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	197	36	233	39	245	42	248
	物質生命システム工学専攻	73	9	82	18	164	27	173
	システム創生工学	300	68	368	64	368	60	364

	専攻							
	計	570	113	683	121	777	129	785
合計		854	460	1,314	479	1,427	501	1,449

4 平成23年度以前に先端技術科学教育部に入学した者に係る改正後の第16条の2の表の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日規則第56号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日規則第39号改正）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第6条の表に掲げる口腔科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成27年度		平成28年度	
		博士課程又は 博士後期課程 収容定員	合計収容定員	博士課程又は 博士後期課程 収容定員	合計収容定員
		口腔科学教育部	口腔保健学専攻	2	12
	口腔科学専攻	72	72	72	72
	計	74	84	76	86
合計		507	1,455	509	1,457

附 則（平成28年5月30日規則第3号改正）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日規則第43号改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月20日規則第13号改正）

この規則は、平成30年9月20日から施行する。

## 第1章 総則

### (通則)

第1条 徳島大学大学院医科学教育部（以下「本教育部」という。）に関する事項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）及び徳島大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則、学位規則及びこの規則に特別の定めのある場合を除いて、本教育部に関する事項は、本教育部教授会が定める。

### (教育研究上の目的)

第1条の2 本教育部は、学際的な医科学教育を通して、生命科学の発展と医学・医療の高度化に対応した生命倫理に関する十分な見識を持ち、科学技術に偏向することのない高度な研究能力と学識を備えるとともに、社会に視野を向け貢献することのできる人間性豊かな研究者及び臨床医を養成し、併せて個性的な研究を推進、結実させ、未来を創る活力を持った大学院として医学の進歩と国民の健康の増進に寄与することを目的とする。

## 第2章 教育課程

### (教育方法)

第2条 本教育部の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

### (教育方法の特例)

第3条 本教育部において、本教育部教授会が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 本教育部に、外国人留学生のための英語による特別コース（以下「特別コース」という。）を置く。

### (授業科目及び単位数)

第4条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 博士課程に所属する学生のうち、専門医師の養成に係る科目を履修しようとする者の授業科目及び単位数は、別に定める。

4 前条第2項に規定する特別コースの授業科目及び単位数は、別に定める。

### (授業科目の履修方法)

第5条 学生は、別表の授業科目について、次表に定める単位を修得しなければならない。

### (1) 修士課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
医科学専攻	24単位	8単位以上	32単位以上

(2) 博士課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
医学専攻	8単位	22単位以上	30単位以上

- 2 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教員（博士課程は主任教授）の指導を受けなければならない。
- 3 履修方法については、別に定める。
- 4 本教育部において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他の教育部又は本学学部との協議に基づき、当該他の教育部の授業科目を履修させ、又は本学学部の授業科目を聴講させることができる。
- 5 前項の授業科目を履修し、又は聴講しようとするときは、学生は、本教育部長の許可を得なければならない。
- 6 第4項の規定により履修した授業科目の単位は、第1項各号に規定する選択科目の単位に含めることができる。
- 7 自由科目の単位は、第1項各号に規定する単位に含めることはできない。
- 8 第3条第2項に規定する特別コースの履修方法は、別に定める。

(研究指導)

第6条 研究指導は、指導教員が行うものとする。

- 2 前項の研究指導は、研究課題の研究の指導及び学位論文の作成の指導とする。
- 3 博士課程に所属する学生のうち、専門分野の異なる複数の指導教員からなる教育クラスターによる指導を受ける者の研究指導は、第1項の規定にかかわらず、主任教授及び教育クラスターを組織する複数の指導教員が行うものとする。

(試験の告示)

第7条 試験の授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績)

第8条 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、評語によりS, A, B, C, Dの5種とし、S, A, B, Cを合格とし、Dを不合格とする。

(追試験及び再試験)

第9条 病気その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかった者は、追

試験を受けることができる。

- 2 前項の追試験を受けることができなかつた者又は試験を受けて不合格となつた者は、原則として次の学期末に再試験を受けることができる。

(転学者の取扱い)

第10条 他の大学院又は外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から本教育部に転学をした者の在学年数及び既修得単位の換算については、その都度本教育部教授会が定める。

(転教育部)

第10条の2 学則第26条の2の規定に基づき、本教育部に転教育部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

- 2 転教育部を許可する時期は、本教育部教授会が定める。
- 3 転教育部を許可した学生を在籍させる年次は、本教育部教授会が定める。
- 4 転教育部を許可した学生の既修得単位の認定は、本教育部教授会が定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 学則第9条、第27条及び第27条の2の規定に基づき、他の大学院若しくは国際連合大学の授業科目の履修を志願し、若しくは他の大学院等において必要な研究指導を受けることを志願し、又は外国の大学院に留学を志願する者は、所定の願書を本教育部長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第12条 前条の規定により許可を受けた者（以下「派遣学生」という。）が他の大学院若しくは外国の大学院等で修得した単位又は学則第9条の2第1項の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本教育部教授会が行う。

(履修等報告書)

第13条 派遣学生は、他の大学院等又は外国の大学院等での履修の期間又は研究指導を受けた期間が満了したときは、所定の履修等報告書を速やか(外国の大学院に留学した者については、帰国の日から1月以内)に本教育部長を経て学長に提出しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学則第9条の3の規定による入学前の既修得単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本教育部教授会が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月18日規則第132号改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規則第84号改正）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学したものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月22日規則第81号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月18日規則第44号改正）

この規則は、平成20年1月18日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第139号改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行し、同日以降の入学者から適用する。

ただし、この規則による改正後の第4条第3項及び第5条第2項の規定については、平成19年度の入学生から適用する。

附 則（平成20年9月30日規則第15号改正）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第89号改正）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月17日規則第42号改正）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月9日規則第36号改正）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日規則第68号改正）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第66号改正）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日規則第80号改正）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月25日規則第67号改正）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した者については、改正後の第4条、第5条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月9日規則第47号改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月8日規則第38号改正）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月22日規則第73号改正）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月13日規則第49号改正）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第8条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 別表

### (1) 修士課程

#### 医科学専攻

#### 授業科目及び単位数

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
全専攻系共通カリキュラム科目	生命倫理概論	2	
	臨床心理学		2
	社会医学・疫学・医学統計概論		2
	英語論文作成法		2

	宇宙と栄養・医学概論		2
	生命科学の研究手法		2
	医療系分野における知的財産学概論		2
各専攻系間の共通カリキュラム科目	ヒューマンサイエンス（形態と機能）		2
	臨床薬理学概論		2
	プロテオミクス概論	2	
	ゲノム創薬特論		2
	臨床医学概論	2	
専門科目	ヒューマンサイエンス（病理病態学）	2	
	ゲノム医科学概論		2
	メディカルサイエンス基本実習		2
	プロテオミクス医科学特論		2
	応用分子酵素学・病態学特論		2
	メディカルエレクトロニクス特論		2
	ナノテクノロジー医療応用特論		2
	医療遺伝学特論		2
	発生・分化・再生医学特論		2
	課題探求演習	4	
	メディカルサイエンス特別研究	1 2	

(2) 博士課程

医学専攻

授業科目及び単位数

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
全専攻系共通カリキュラム科目	生命倫理概論	2	
	臨床心理学		2
	社会医学・疫学・医学統計概論		2
	英語論文作成法		2
	宇宙と栄養・医学概論		2
	生命科学の研究手法		2
	医療系分野における知的財産学概論		2
各専攻系間の共通カリキュラム科目	臨床医科学概論		2



リキュラム科目	微生物・免疫学実習		2
	臨床腫瘍学概論		2
指定科目	統合コアセミナー		2
	クラスターコアセミナー		2
	先端医学特論		2
専門科目	<医学課題研究演習>		
	医学課題研究演習	6	
	<医学課題専攻科目>		
	機能解剖学		2
	機能解剖学演習		4
	小児科学		2
	小児科学演習		4
	産科婦人科学		2
	産科婦人科学演習		4
	発生生物学		2
	発生生物学演習		4
	発生発達医学実験実習・臨床研究実習		10
	細胞生物学		2
	細胞生物学演習		4
	消化器内科学		2
	消化器内科学演習		4
	免疫系発生学		2
	免疫系発生学演習		4
	免疫制御学		2
	免疫制御学演習		4
	病態予防医学実験実習・臨床研究実習		10
	生体防御医学		2
	生体防御医学演習		4
	微生物病原学		2
	微生物病原学演習		4
	微生物学実験実習・臨床研究実習		10
	予防医学		2
	予防医学演習		4

医療教育学		2
医療教育学演習		4
総合診療医学		2
総合診療医学演習		4
社会環境医学実験実習・臨床研究実習		10
顕微解剖学		2
顕微解剖学演習		4
統合生理学		2
統合生理学演習		4
精神医学		2
精神医学演習		4
脳神経外科学		2
脳神経外科学演習		4
医療情報学		2
医療情報学演習		4
生体機能学		2
生体機能学演習		4
情報統合医学実験実習・臨床研究実習		10
薬理学		2
薬理学演習		4
麻酔・疼痛治療医学		2
麻酔・疼痛治療医学演習		4
腎臓内科学		2
腎臓内科学演習		4
救急集中治療医学		2
救急集中治療医学演習		4
臨床薬理学		2
臨床薬理学演習		4
病態情報医学実験実習・臨床研究実習		10
眼科学		2
眼科学演習		4
耳鼻咽喉科学		2
耳鼻咽喉科学演習		4

臨床神経科学		2
臨床神経科学演習		4
感觉情報医学実験実習・臨床研究実習		1 0
器官病態病理学		2
器官病態病理学演習		4
消化器・移植外科学		2
消化器・移植外科学演習		4
低侵襲・遠隔治療学		2
低侵襲・遠隔治療学演習		4
心臓血管外科学		2
心臓血管外科学演習		4
泌尿器科学		2
泌尿器科学演習		4
循環器内科学		2
循環器内科学演習		4
器官病態修復医学実験実習・臨床研究実習		1 0
実験腫瘍学		2
実験腫瘍学演習		4
放射線医学		2
放射線医学演習		4
呼吸器・膠原病内科学		2
呼吸器・膠原病内科学演習		4
臨床腫瘍学		2
臨床腫瘍学演習		4
胸部・内分泌・腫瘍外科学		2
胸部・内分泌・腫瘍外科学演習		4
生体防御腫瘍医学実験実習・臨床研究実習		1 0
再生修復機能病理学		2
再生修復機能病理学演習		4
皮膚科学		2
皮膚科学演習		4
運動機能外科学		2
運動機能外科学演習		4

形成外科学		2
形成外科学演習		4
感覚運動系病態医学実験実習・臨床研究実習		1 0
生化学		2
生化学演習		4
人類遺伝学		2
人類遺伝学演習		4
血液・内分泌代謝内科学		2
血液・内分泌代謝内科学演習		4
病態生理学		2
病態生理学演習		4
ゲノム遺伝情報学		2
ゲノム遺伝情報学演習		4
ゲノム医科学		2
ゲノム医科学演習		4
分子機能解析学		2
分子機能解析学演習		4
糖尿病学		2
糖尿病学演習		4
生体制御医学実験実習・臨床研究実習		1 0
感染症病態代謝学		2
感染症病態代謝学演習		4
プロテオミクス解析学		2
プロテオミクス解析学演習		4
免疫ゲノム情報医学		2
免疫ゲノム情報医学演習		4
生体情報統御学		2
生体情報統御学演習		4
酵素・プロテオミクス医学実験実習・臨床研究実習		1 0
ゲノム機能解析学		2
ゲノム機能解析学演習		4
生体対応医学実験実習・臨床研究実習		1 0
宇宙医科学		2

	宇宙医科学演習		4
	宇宙ライフサイエンス学実験実習・臨床研究実習		10
	イメージングプローブ学		2
	イメージングプローブ学演習		4
	分子イメージング学		2
	分子イメージング学演習		4
	高度生体イメージング学実験実習・臨床研究実習		10

備考 講義，演習は15時間，実習，実験実習は30時間をもって1単位とする。



## 徳島大学大学院医科学教育部における授業科目の履修方法等に関する細則

第1条 この細則は、徳島大学大学院医科学教育部規則（以下「規則」という。）第5条第3項の規定に基づき、徳島大学大学院医科学教育部における授業科目の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

第2条 学生は、規則別表に定める授業科目のうち、選択科目について、次の各項に掲げるとおり単位を修得しなければならない。

2 医科学専攻（修士課程）学生の選択科目の履修方法は、全専攻系共通カリキュラム科目、各専攻系間共通カリキュラム科目及び専門科目から8単位以上履修することとする。

3 医学専攻（博士課程）学生の選択科目の履修方法は次のとおりとする。

(1) 全専攻系共通カリキュラム科目及び各専攻系間共通カリキュラム科目から2単位以上履修することとする。ただし、医師以外の学生は、臨床医科学概論を必ず履修することとする。

(2) 指定科目から、統合コアセミナー及び先端医学特論を履修することとする。ただし、教育クラスターによる指導を受ける者は、クラスターコアセミナー及び先端医学特論を履修することとする。

(3) 専門科目（医学課題専攻科目）から、指導教員が担当する講義2単位、演習4単位及び実験実習・臨床研究実習10単位を履修することとする。

### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。





徳島大学大学院医科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則

平成16年3月1日

医科学教育部長制定

(趣 旨)

第1条 この規則は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第9条の4第2項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者（以下「長期履修学生」という。）は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有する者で、かつ、所属長の承諾を得た者
- (2) その他教育部長が特に必要と認める者

(長期履修の期間)

第3条 教育課程の長期履修できる期間は、学則第5条に規定する在学期間以内とする。

2 長期履修学生が在学中、長期履修学生として認められた期間の変更をする場合は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(教育課程の編成)

第4条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、医科学教育部が定めた履修基準を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

(履修登録単位数の上限)

第5条 長期履修学生が履修科目として登録することが出来る単位数は、別に定める。

(申請手続)

第6条 長期履修を希望する者は、所定の申請書を次の各号に定める日に、学長に提出しなければならない。

- (1) 新入生は、入学手続きの日
- (2) 在學生は、別に定める日

(審査)

第7条 審査は、医科学教育部において、申請書類及び面談により行うものとする。

2 教育部長は、医科学教育部教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、教育部教授会の議を経て、教育部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



○徳島大学学位規則

昭和50年6月20日

規則第496号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業による学位の授与)

第2条 本学を卒業した者には、徳島大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(課程修了による学位の授与)

第3条 本学の大学院（以下「大学院」という。）の課程を修了した者には、徳島大学大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第4条 前条に定めるもののほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻分野に関し大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者には、博士の学位を授与する。

(専攻分野の名称)

第5条 前3条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。

学位名	学部名及び教育部名	専攻分野の名称
学士	総合科学部	総合科学
	医学部 医学科	医学
	医学部 医科栄養学科	栄養学
	医学部 保健学科	看護学
		保健学
	歯学部 歯学科	歯学
	歯学部 口腔保健学科	口腔保健学
	薬学部 薬学科	薬学
	薬学部 創製薬科学科	薬科学
	理工学部	理工学
生物資源産業学部	生物資源産業学	
修士	総合科学教育部（博士前期課程）	学術
		臨床心理学

	医科学教育部（修士課程）	医科学
	口腔科学教育部（博士前期課程）	口腔保健学
	薬科学教育部（博士前期課程）	薬科学
	栄養生命科学教育部（博士前期課程）	栄養学
	保健科学教育部（博士前期課程）	保健学
		看護学
	先端技術科学教育部（博士前期課程）	工学
博士	総合科学教育部（博士課程）	学術
	医科学教育部（博士課程）	医学
	口腔科学教育部（博士課程）	口腔保健学
		歯学
		学術
	薬科学教育部（博士課程）	薬科学
		薬学
	栄養生命科学教育部（博士課程）	栄養学
保健科学教育部（博士課程）	保健学	
先端技術科学教育部（博士課程）	工学	

（学位論文の提出）

第6条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

2 博士課程の学生でない者が博士の学位を請求するときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類に所定の学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、教育部教授会が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めることがある。

4 修士課程又は博士前期課程の学生が修士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、修士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

（学位論文の受理）

第7条 学位論文の受理は、教育部教授会の議を経て、学長が決定する。

2 提出した学位論文については、任意に撤回し、又は一時的返還等を要求することができない。

（学位論文の審査等の機関）

第8条 学位論文の審査及び最終試験又は試問は、教育部教授会が行う。

2 教育部教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により教育部教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）

を定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。

3 教育部教授会は、必要と認めるときは、学位論文の審査等にあたって、大学院の教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

4 審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し、その結果を文書により教育部教授会に報告するものとする。

（最終試験及び試問の方法）

第9条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 試問は、博士論文を中心として、これに関連のある科目及び外国語について、口頭又は筆答により行うものとする。この場合において、外国語については、原則として、2外国語を課するものとする。ただし、博士論文を提出した者が大学院の博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者であるときは、退学後5年以内に限り、最終試験に準じて試験をもって試問に代えることができる。

（学位論文の審査等の期限）

第10条 博士論文の審査及び最終試験又は試問は、博士論文受理後1年以内に終了するものとする。

2 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

（課程の修了及び論文審査等の議決）

第11条 教育部教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定によるものについては、課程修了の可否、第4条の規定によるものについては、その論文の審査及び試問の可否について議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

（学長への報告）

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書により学長に報告するものとする。

2 教育部長は、教育部教授会が前条の議決をしたときは、学位論文の審査の結果の要旨及び最終試験又は試問の成績及び議決の結果を、文書により学長に報告するものとする。

（卒業証書・学位記及び学位記の授与）

第13条 学長は、前条第1項の報告に基づき、学士の学位を授与できるものと認定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

2 学長は、前条第2項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できるものと認定した者には、学位記を授与し、当該学位を授与できないものと認定した者には、その旨を通知するものとする。

3 卒業証書・学位記の様式は、別表第1のとおりとし、学位記の様式は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(学位授与の報告)

第14条 前条の規定により学位を授与したときは、学位記台帳に登録するものとする。

2 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて、閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位(学士の学位を除く。)を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決は、構成員の4分の3以上の同意を必要とする。

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育部長が別に定めることができる。

附 則

1 この規則は、昭和50年6月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

2 徳島大学学位規則施行細則(昭和33年徳島大学訓令第7号)は、廃止する。

3 第4条の規定による博士課程を経ない者に対する学位の授与は、第3条の規定による博士課程修了者に同種類の学位を授与した後に行うものとする。

附 則（昭和58年4月1日規則第745号改正）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月27日規則第780号改正）

この規則は、昭和59年4月27日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年4月1日規則第862号改正）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月15日規則第1003号改正）

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 平成3年3月31日に大学院工学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第5条第4項及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年9月20日規則第1033号改正）

この規則は、平成3年9月20日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年2月21日規則第1048号改正）

この規則は、平成4年2月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年9月18日規則第1080号改正）

この規則は、平成5年3月19日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第1134号改正）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月16日規則第1207号改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第1212号改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1589号改正）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年9月21日規則第1658号改正）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第1761号改正）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月20日規則第1782号改正）

この規則は、平成15年6月20日から施行する。

附 則（平成15年10月17日規則第1815号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月20日規則第1828号改正）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科，歯学研究科，栄養学研究科及び薬学研究科に係る旧規則第5条の規定は，改正後の第5条の規定にかかわらず，平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，その効力を有するものとする。

附 則（平成18年3月17日規則第64号改正）

- 1 この規則は，平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に薬学部及び工学研究科に在学する者については，改正後の第5条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 平成18年3月31日に医学研究科，歯学研究科，栄養学研究科，薬学研究科及び工学研究科に在学する者については，改正後の別表第2，別表第3及び別表第4の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成19年2月16日規則第42号改正）

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日規則第50号改正）

- 1 この規則は，平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に保健科学教育部に在学する者については，改正後の第5条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成21年2月24日規則第66号改正）

- 1 この規則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に人間・自然環境研究科に在学する者については，改正後の第5条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成22年3月16日規則第30号改正）

- 1 この規則は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に薬科学教育部に在学する者については，改正後の第5条及び別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成23年3月1日規則第65号改正）

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日規則第43号改正）

- 1 この規則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に薬科学教育部に在学する者については，改正後の第5条，別表第3及び別表第4の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成25年5月21日規則第7号改正）

- 1 この規則は，平成25年5月21日から施行する。



2 改正後の第15条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 改正後の第16条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月18日規則第87号改正）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に医学部栄養学科に在学する者については、改正後の第5条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月17日規則第40号改正）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日に口腔科学教育部に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月16日規則第41号改正）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に工学部に在学する者並びに平成28年度及び平成29年度に工学部に編入学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (学部卒業者の場合)

	○第	注 号
卒 業 証 書 ・ 学 位 記		
本籍(都道府県名)		
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">大 学  印</p> </div>		<p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p>
<p>本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(〇〇)の学位を授与する</p>		
<p style="text-align: center;">年 月 日</p>		
徳島大学〇〇学部長 氏 名		印
徳 島 大 学 長 氏 名		印

- 備考1 注は、学部名の頭文字を記入する。ただし、医学部医科栄養学科は「栄」、医学部保健学科は「保」、歯学部口腔保健学科は「口」、薬学部創製薬科学科は「創」とする。
- 2 公印は、印影印刷とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第2 (修士課程又は博士前期課程修了者の場合)

○修第	注 号
学 位 記	
本籍(都道府県名)	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院○○教育部○○専攻の○○課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する	
年 月 日	
徳 島 大 学 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学印</span>	

- 備考1 「○○課程」には、修士課程を修了した者は「修士」と、博士前期課程を修了した者は「博士前期」と記入する。
- 2 注は、専攻分野の名称の頭文字を記入する。ただし、臨床心理学は「心」と、薬科学は「創」と、工学は「先」と記入する。
- 3 公印は、印影印刷とする。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第3 (博士課程修了者の場合)

	注 号
甲○第	
学 位 記	
	本籍(都道府県名)
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院○○教育部○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	
年 月 日	
徳 島 大 学	大学印

備考1 注は、教育部名の頭文字を記入する。ただし、口腔科学教育部口腔保健学専攻にあつては「口保」、薬科学教育部創薬科学専攻にあつては「創」と記入する。

2 公印は、印影印刷とする。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第4（論文提出による場合）

	注 号
乙〇第	
学 位 記	
	本籍(都道府県名)
	氏 名
	年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与 する	
年 月 日	
徳 島 大 学 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">大学印</span>	

備考1 注は、審査を受けた教育部名の頭文字を記入する。ただし、口腔科学教育部口腔保健学専攻にあつては「口保」、薬科学教育部創薬科学専攻にあつては「創」と記入する。

2 公印は、印影印刷とする。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この細則は、徳島大学学位規則(以下「規則」という。)第 19 条の規定に基づき、徳島大学大学院医科学教育部(以下「本教育部」という。)における学位審査に必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 課程修了に係る学位審査

### (学位論文の提出時期及び資格要件)

第 2 条 規則第 6 条第 1 項の規定による博士論文の提出時期は、博士課程第 4 年次の 12 月以降(後期の学期から入学した者については 6 月以降)の指定の期日までとする。ただし、徳島大学大学院学則(以下「学則」という。)第 12 条第 4 項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士課程第 3 年次の 12 月(後期の学期から入学した者については 6 月)まで博士論文の提出時期を繰り上げることができる。

2 規則第 6 条第 4 項の規定による修士論文の提出時期は、修士課程第 2 年次の 1 月以降(後期の学期から入学した者については 7 月以降)における指定の期日までとする。ただし、学則第 11 条第 1 項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、修士課程第 1 年次の 1 月(後期の学期から入学した者については 7 月)まで修士論文の提出時期を繰り上げることができる。

3 前 2 項の規定による学位論文の提出に当たっては、提出の日までに所定の単位を修得していなければならない。

### (学位論文提出の手続)

第 3 条 博士論文の審査等を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を本教育部長に提出するものとする。ただし、第 2 号から第 7 号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書 (様式(1)) 1 部
- (2) 履歴書 (様式(5)) 1 部
- (3) 研究内容報告書 (様式(6))和文 1,000 字～1,500 字程度 1 部
- (4) 業績目録 (様式(7)) 1 部
- (5) 博士論文 1 部
- (6) 論文内容要旨 (様式(8))和文 1,000 字～1,500 字程度 1 部
- (7) 参考論文のあるときは、当該論文(学術雑誌等に公刊予定のものは、受理証明を添えること。)各 1 部
- (8) 共著者の承諾書 (様式(9)) 各 1 部
- (9) 誓約書(様式(14)) 1 部

2 修士論文の審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を本教育部長に提出するものとする。ただし、第 2 号から第 6 号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書 (様式(2)) 1 部
- (2) 履歴書 (様式(5)) 1 部

- (3) 業績目録 (様式(7)) 1部
  - (4) 修士論文 1部
  - (5) 論文内容要旨 (様式(8))和文1,000字~1,500字程度 1部
  - (6) 参考論文のあるときは当該論文 各1部
- (博士論文の条件)

第4条 博士論文は、発行機関の審査を経て学術雑誌等に公刊されたものでなければならない。ただし、提出の日から1年以内に公刊予定であることが受理証明により確認できた場合は、公刊に準じて取り扱うことができる。

- 2 博士論文が共著論文である場合は、提出者が筆頭著者であり、かつ、共著者の承諾を得たものでなければならない。この場合において、当該論文が過去において博士論文として使用されていないものであり、将来においても博士論文として他に使用しないものであることを要する。

(第1次審査及び審査委員の選出)

第5条 学位論文が受理されたときは、本教育部長は、速やかに本教育部教授会に付議し、履歴書、研究内容報告書、業績目録、論文(博士論文の審査に限る。)及び論文内容要旨を席上で配布し、主任教授又は指導教員等に論文等の内容についての説明を求めるものとする。

- 2 本教育部教授会は、前項の説明に基づき、互選により審査委員を選出する。ただし、博士論文については、主任教授及び学位申請論文の共著者を審査委員に選出することはできない。また、修士論文については、主指導教員を審査委員(主査)に選出することはできない。

(学位論文の審査等)

第6条 審査委員は、第1次審査終了後論文の審査及び最終試験を公開で行い、その結果を論文審査の結果の要旨(様式(11))及び最終試験報告書(様式(12))により本教育部長に報告するものとする。

- 2 主任教授及び指導教員等は、審査委員の求めに応じて前項の審査に出席し、意見を述べることができる。

(第2次審査)

第7条 本教育部長は、論文審査の結果の要旨及び最終試験報告書をあらかじめ本教育部教授会構成員全員に配布し、原則として次回定例本教育部教授会に付議し、審査委員の内容説明に基づいて審査の上、無記名投票により課程修了の可否を決定する。

(学位授与の時期)

第8条 前条の規定による第2次審査の合格者に対する学位授与の時期は、原則として次のとおりとする。

(1) 博士

- イ 標準修業年限内に合格した者(ロに規定する者を除く。) 第4学年末の定められた日
- ロ 学則第12条第4項ただし書の規定により合格した者 第3学年末の定められた日。ただし、第4学年で合格した者については合格した日
- ハ その他の者 合格した日

(2) 修士

- イ 標準修業年限内に合格した者(ロに規定する者を除く。) 第2学年末の定められた日
- ロ 学則第11条第1項ただし書の規定により合格した者 第1学年末の定められた日。ただし、第2学年で合格した者については合格した日
- ハ その他の者 合格した日



### 第3章 論文提出に係る学位審査

#### (学位請求の資格要件)

第9条 規則第6条第2項の規定により論文を提出して学位を請求することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 本教育部博士課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者で、退学後1年以上経過している者
- (2) 本教育部(徳島大学大学院医学研究科を含む。)、徳島大学医学部医学科(徳島大学病院の医科診療部門、中央診療施設等(総合歯科診療部及び高次歯科診療部を除く。))、医学部・歯学部附属病院の医科診療部門、中央診療施設等(総合歯科診療部及び高次歯科診療部を除く。)及び徳島大学医学部附属病院並びに医学部附属教育研究施設を含む。以下「本学部医学科」という。)又は徳島大学先端酵素学研究所(次世代酵素学研究領域及びプロテオゲノム研究領域に限り、徳島大学分子酵素学研究センター及び疾患酵素学研究センター並びに徳島大学ゲノム機能研究センター、疾患ゲノム研究センター及び疾患プロテオゲノム研究センターを含む。以下「先端酵素学研究所」という。)における研究歴期間が、別表第1に掲げる研究歴期間(研究歴の算定は、別表第2による。以下同じ。)を満たしている者
- (3) 前2号のほか、別表第1に掲げる研究歴期間を有し、論文提出時に現に本教育部、本学部医学科又は先端酵素学研究所に引き続き1年以上(別表第2第5号、第7号又は第9号に該当する者については、この期間を含め通算4年以上。)在籍し、その期間内に論文又は参考論文1編以上を有する者
- (4) その他本教育部において、学位請求資格を有すると認めたる者  
(資格予備審査)

第10条 学位を請求する者のうち資格について本教育部教授会の認定を要するものは、徳島大学大学院医科学教育部教育・研究委員会の審査を経るものとする。

#### (論文提出の手続)

第11条 学位を請求しようとする者は、次の各号に掲げる書類等を本教育部長に提出するものとする。ただし、第3号から第8号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとし、第10号及び第11号の書類等については、本学部医学科(徳島医科大学及び徳島医学専門学校を含む。)及び徳島大学医学部医科栄養学科(徳島大学医学部栄養学科を含む。以下「本学部医科栄養学科」という。)の卒業者及び在職者並びに先端酵素学研究所の在職者は、提出を要しない。

- (1) 学位申請書 (様式(3)) 1部
- (2) 学位申請調書 (様式(4)) 1部
- (3) 履歴書 (様式(5)) 1部
- (4) 研究内容報告書 (様式(6))和文1,000字～1,500字程度 1部
- (5) 業績目録 (様式(7)) 1部
- (6) 論文 1部
- (7) 論文内容要旨 (様式(8))和文1,000字～1,500字程度 1部
- (8) 参考論文のあるときは、当該論文(学術雑誌等に公刊予定のものは、受理証明を添えること。)各1部
- (9) 共著者の承諾書 (様式(9)) 各1部
- (10) 卒業証書写(原本を提示すること。)又は卒業証明書 1部

- (11) 写真(手札型, 脱帽, 上半身, 最近6月以内に撮影したものとする。) 1枚
- (12) 研究歴に関する証明書(別表第2第4号から第9号までの該当者に限る。)各機関 各1部
- (13) 試問科目選択書 (様式(10)) 1部
- (14) 学位論文審査手数料
- (15) 誓約書 (様式(14))

(論文の条件)

第12条 論文提出に係る学位審査の場合の論文の条件については, 第4条の規定を準用する。

(資格審査, 第1次審査及び審査委員の選出)

第13条 論文が受理されたときは, 本教育部長は, 次回定例本教育部教授会に付議し, 履歴書, 研究内容報告書, 業績目録, 論文及び論文内容要旨を席上で配布し, 論文の作成に対する指導に当たった教授(以下「指導教授」という。)に論文等の内容について説明を求めるものとする。ただし, 資格審査を行う必要のある者については, 資格審査を行った上で, 指導教授に説明を求めるものとする。

2 本教育部教授会は, 前項の説明に基づき, 無記名投票により審査委員を選出する。ただし, 指導教授を審査委員に選出することはできない。

(論文の審査等)

第14条 審査委員は, 第1次審査終了後当該論文の審査及び試問を公開で行い, その結果を論文審査の結果の要旨(様式(11))及び試問結果報告書(様式(13))により本教育部長に報告するものとする。

2 指導教授及び指導教員は, 審査委員の求めに応じて前項の審査に出席し, 意見を述べることができる。

(第2次審査)

第15条 本教育部長は, 論文審査の結果の要旨及び試問結果報告書をあらかじめ本教育部教授会構成員全員に配布し, 原則として次回定例本教育部教授会に付議し, 審査委員の内容説明に基づいて審査の上, 無記名投票により合否を決定する。

(学位授与の時期)

第16条 前条の規定による第2次審査の合格者に対する学位授与の時期は, 合格した日とする。

#### 第4章 雑則

(実施細目)

第17条 この細則に定めるもののほか, 学位審査に関し必要な細目は, その都度本教育部教授会が定める。

附 則

この細則は, 平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日改正)

この細則は, 平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日改正)

この細則は, 平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日改正)

この細則は, 平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日改正)

この細則は, 平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 4 日改正）

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 21 日改正）

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 19 日改正）

1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 本学部医学科又は本学部栄養学科の専攻生として主任教授又は教授の指導を受け、研究に従事した期間を有する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 18 日改正）

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日改正）

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 7 日改正）

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 28 日改正）

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

学歴区分	卒業後の研究歴期間	
	基礎医学	臨床医学
(1) 大学の医学を履修する課程又は医学専門学校を卒業した者	7年以上(5年以上)	8年以上(6年以上)
(2) 大学の歯学若しくは修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程又は歯科医学専門学校を卒業した者	8年以上(6年以上)	9年以上(7年以上)
(3) 大学の理科系の課程(前2号に掲げるものを除く。)又は理科系の旧制の専門学校を卒業した者	10年以上(8年以上)	11年以上(9年以上)
(4) 大学の文科系の課程又は文化系の旧制の専門学校を卒業した者	12年以上(10年以上)	13年以上(11年以上)
(5) 前各号のいずれにも該当しない者	その都度教育部教授会において定める。	

注 第1号から第4号までの卒業後の研究歴期間の欄中、上段は同号の学歴区分の欄に掲げる大学の課程等を平成11年度以降に卒業した者、下段( )内は同号の学歴区分の欄に掲げる大学の課程等を平成10年度以前に卒業した者(以下「平成10年度以前の卒業者」という。)に必要な卒業後の研究歴期間を示す。

別表第2

研究期間	研究歴として認められる期間
<p>(1) 本教育部に在学した期間のうち、標準修業年限以下の期間</p> <p>(2) 本学部医学科，大学院医歯薬学研究部医学系分野及び先端酵素学研究所において，専任教員又はこれに準ずる者として研究に従事した期間</p> <p>(3) 本学部医学科研究生，本教育部研究生又は先端酵素学研究所研究生として主任教授の指導を受け，研究に従事した期間</p>	<p>全期間</p> <p>ただし，研究に従事していた期間が，基礎医学及び臨床医学にわたる場合は，基礎医学における期間に7分の8(平成10年度以前の卒業者にあっては5分の6)を，臨床医学における期間に8分の7(平成10年度以前の卒業者にあっては6分の5)を乗じて得た期間をそれぞれ臨床医学又は基礎医学の研究に従事した期間に併算する。</p>
<p>(4) 本学大学院の他の研究科又は教育部に在学した期間のうち，標準修業年限以下の期間</p> <p>(5) 他大学大学院の理科系の研究科に在学した期間のうち，標準修業年限以下の期間</p> <p>(6) 本学部医科栄養学科若しくは徳島大学歯学部歯学科(徳島大学病院の歯科診療部門，総合歯科診療部及び高次歯科診療部，医学部・歯学部附属病院の歯科診療部門，総合歯科診療部及び高次歯科診療部並びに徳島大学歯学部附属病院を含む。)又は他大学の医学，歯学，薬学若しくは獣医学を履修する課程(当該課程に関連のある附属病院及び附属教育研究施設を含む。以下同じ。)若しくはこれらに関連のある附置研究所において，専任教員又はこれに準ずる者として研究に従事した期間</p> <p>(7) 大学の理科系の課程(第2号及び前号に掲げるものを除く。)又はこれに関連のある附置研究所において専任教員又はこれに準ずる者として研究に従事した期間</p> <p>(8) 本学部医科栄養学科研究生，徳島大学医学部保健学科研究生，徳島大学歯学部研究生，徳島大学薬学部研究生，徳島大学大学院口腔科学教育部研究生，徳島大学大学院薬科学教育部研究生，徳島大学大学院栄養生命科学教育部研究生若しくは徳島大学大学院保健科学教育部研究生又は他大学の医学，歯学若しくは修業年限</p>	<p>提出論文に関連のある研究に従事した期間について本教育部教授会の議を経て認めることができる。</p>

<p>6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程若しくはこれらを基礎とする大学院の研究生等として教授の指導を受け，研究に従事した期間</p>	
<p>(9) 前各号に該当しない研究機関において研究に従事した期間</p>	<p>イ 本教育部教授会構成員からの委託を受けて研究に従事した期間については，本教育部教授会の議を経て認めることができる。</p> <p>ロ その他については，提出論文に関連のある研究に従事した期間について本教育部教授会の議を経て認める場合がある。</p>
<p>(10) 実地修練期間</p>	<p>算入しない。</p>

様式(1)

年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第1項の規定に基づき、博士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

様式(2)

年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第4項の規定に基づき、修士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。



様式(3)

年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第2項の規定に基づき、博士の学位を請求したいので、学位論文の審査及び試問を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。



様式(5)

履 歴 書

報 告 番 号	甲 医 第 号 乙 医 医 修	
( ふ り が な ) 氏 名		男 女
生 年 月 日		
本 籍		
現 住 所		

最 終 学 歴  
 年 月 日 大学 学部 学科卒業  
 研 究 歴  
 年 月 日  
 職 歴  
 年 月 日  
 賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

署 名

様式(6)

研 究 内 容 報 告 書

報 告 番 号	甲 医第 号 乙	氏 名	
---------	-------------	-----	--

(博士論文に至るまでの研究に従事した内容について，和文 1,000 字～1,500 字程度で要点を分かりやすく報告すること。)

様式(7)

業 績 目 録

報 告 番 号	甲 医 第 号 乙 医 医 修	氏 名	
---------	-----------------------	-----	--

(学位論文)

(参考論文)

・  
・

(その他の学術論文)

・  
・

(学会発表)

・  
・

(その他)

・  
・

(所属学会)

・  
・

記入方法

(学位論文)

① 次の形式で記入すること。

題 目

著 書

年 月 日発行 ○○雑誌第○巻第○号○○～○○ページに発表済

② 学位論文が2編以上に分割発表された場合は, 総合的題目を付し, 次の形式で記入すること。

題 目(総合的題目)

(1) 第1編(上編第1報)題目

著 者

年 月 日発行 ○○雑誌第○巻第○号○○～○○ページに発表済

(2) 第2編(上編第2報)題目

著 者

年 月 日発行 ○○雑誌第○巻第○号○○～○○ページに発表済

(3) 第3編(上編第3報)題目

著 者

年 月 日発行 ○○雑誌第○巻第○号○○～○○ページに発表済

(参考論文)

学位論文に関係のある論文について、論文ごとにNo.を付し、題目、著者、発行年月日、発表雑誌等の名称、巻及び号並びに論文の概要(和文 200字程度)を記入すること。

(その他の学術論文)

学位論文及び参考論文以外の学術論文について、学位論文及び参考論文の記入方法に準じて記入すること。

(学会発表)

題目、発表者、学会名、発表年月日及び発表の概要(和文 200字程度)を記入すること。

(その他)

これまでに記入した業績以外に著書、翻訳等があれば記入すること。

(所属学会)

現在所属している学会名及び入会年月日を記入すること。

注意事項

- ① 学位論文が外国語の場合は、下段に括弧書きで日本語訳を付すこと。
- ② 共著論文及び発表者が複数である場合には、本人の氏名に下線を付すこと。
- ③ 公刊予定の論文については、公刊予定の時期及び雑誌等の名称を記入すること。

様式(8)

論 文 内 容 要 旨

題 目

著 者

年 月 日発行 ○○雑誌第○巻第○号○○～○○ページに発表済

内容要旨(和文 1,000 字～1,500 字程度)

様式(9)

共 著 者 の 承 諾 書

年 月 日

徳島大学大学院医科学教育部長 殿

共著者氏名 印  
所属職名

論文題目「  
」  
年 月 日発行 ○○雑誌第○巻第○号○○～○○ページに発表済

上記論文を○○○○氏が徳島大学に申請する博士の学論文として提出することに異議ありません。  
なお、将来においても博士論文として他に使用しません。

また、同氏が提出する学位論文の本文全体を徳島大学機関リポジトリで公表することを

承諾いたします。

承諾いたしません。

(どちらかにチェックを入れてください。)

(注)

- 1 学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、平成25年4月以降に学位を授与される学位論文は、原則として当該博士の学位を授与する大学の機関リポジトリにより、その全文を公表することが定められています。
- 2 上記1の理由により、万が一チェックに不備がある場合は、学位論文の本文全体の機関リポジトリ公表を承諾いただいたものと判断させていただきます。
- 3 雑誌発表に伴い共著論文の著作権が出版社等に移動している場合は、現著作権者の意向を尊重させていただきます。



様式(10)

試 問 科 目 選 択 書

専攻科目	
外国語	

年 月 日

署 名

注) 外国語は、英語、ドイツ語及びフランス語のうち、2外国語を選択記入すること。

様式(11)

論文審査の結果の要旨

報告番号	甲医 乙医 医修	第 号	氏 名	
審 査 委 員	主 査 副 査 副 査			

題 目

著 者

年 月 日発行

〇〇雑誌第〇巻第〇号〇〇～〇〇ページに発表済

要 旨

様式(12)

最 終 試 験 報 告 書

報告番号	甲医 第 号 医修	氏 名
実施年月日		年 月 日
試験方法(該当を○で囲む。)		口頭 筆答
試験の結果の要旨		
決定(該当を○で囲む。) 合 否		
主 査	氏 名	印
副 査	氏 名	印
副 査	氏 名	印



様式(14)

誓約書

年 月 日

徳島大学長 殿

学位申請者氏名(自署)

学位申請論文名

私は、博士（医学）の学位申請にあたり、研究倫理に関する諸規範を遵守し、データ及び調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び論文の二重投稿等研究不正をしていないことを誓約します。

主任（指導）教授 確認

剽窃防止ソフトを用い上記論文を調査するとともに、上記論文に研究不正がないことを確認しました。

所属

主任（指導）教授（自署）



## 授業・成績評価に関する申合せ

(平成20年4月24日決定)

(平成21年3月19日改正)

大学院医科学教育部

- 1 出席回数は開講時間数の3分の2を要する。
- 2 出席回数にはeラーニングによる受講も含めることが出来る。
- 3 出席回数の積算は連続2年間分とする。

(コアセミナー，先端医学特論，専門科目は除く。)

ただし，eラーニング開講科目（生命倫理入門，臨床心理学，社会医学・疫学・医学統計入門，英語論文作成入門，心身健康と環境ストレス，臨床医学概論（臨床医科学入門），生命科学の研究手法）については，当該年度のみとし，複数年受講による積算は行わない。

- 4 成績評価は，出席回数のみではなく，試験，レポート等を実施し，総合的に評価する。





## レポート盗用等の禁止に関する申合せ

平成24年7月26日  
医学研究科委員会・医科学  
教育部教授会承認

大学院授業で提出されたレポートが、他者の作成したレポートを盗用したものと判明した場合、次のとおり処分する。

1. 原則として、レポート作成者及びそれにかかわった者について、当該授業の評価を「評価なし」とする。
2. これをもって授業科目の成績を取り消すことはしない。



## 学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応についての申合せ

平成31年 2月 6日

大学院医科学教育部教授会

成績評価の正確性を担保するため、学生からの成績評価等に関する申し立てがあった場合について、下記のとおり対応する。

### 1. 成績評価担当教員及び第一教務係（大学院担当）による受付並びに訂正

成績評価等について疑義がある場合、学生は成績評価担当教員に申し出る。成績評価担当教員は、学生の答案、レポート等の資料、第一教務係（大学院担当）に提出した成績資料、学生の成績表の確認を行い、成績の訂正等の必要が生じた場合は、第一教務係（大学院担当）へ様式1をもって報告する。第一教務係（大学院担当）は、成績評価担当教員の報告に基づいて成績データをチェックし、成績の訂正等の措置の記憶を様式1に記載して残すこととする。

### 2. 教育・研究委員会委員による相談

成績評価等の疑義に関する問題が成績評価担当教員との協議では解消しない場合は、教育・研究委員会委員が相談と調整を行う。ただし、成績評価担当教員が教育・研究委員会委員である場合は、教育部長がこれを代行する。教育・研究委員会委員（教育部長）は、成績評価担当教員及び学生の双方から事情を聴取し、事実確認及び対応方針を決定し、解決を図る。成績の訂正等の必要が生じた場合は、第一教務係（大学院担当）へ経緯記録とともに様式1をもって報告するものとする。

### 3. 教育・研究委員会による決定

前項でなお解決しない場合は、教育・研究委員会委員（教育部長）は教育・研究委員会に諮り、問題解決のための審議を通じて対応を決定する。この場合の経過は、教育・研究委員会の記録として保管することとする。成績の訂正等の必要が生じた場合は、第一教務係（大学院担当）へ経過記録とともに様式1をもって報告することとする。

### 4. 上記の措置において、問題等が生じた場合は教育部長と協議することとする。







## 徳島大学大学院医科学教育部医科学専攻（修士課程）学位論文審査基準

修士の学位論文は、次に掲げる項目を考慮のうえ審査するものとし、審査対象者が医学分野の高度専門職業人及び研究者として、医学に関する幅広い知識・技能に裏付けられた実践力を身につけ、医科学・医療の学際的融合領域を推進するための研究能力と先進的思考力を備えていると認められる場合に合格とする。

- ① 研究テーマ及び問題設定に独創性や新規性があると認められること
- ② 問題設定に対してふさわしい研究方法を実践し、それまでの展開を踏まえて論理的且つ明確に結論が導出されていること

## 徳島大学大学院医科学教育部医学専攻（博士課程）学位論文審査基準

博士の学位論文は、次に掲げる項目を考慮のうえ審査するものとし、審査対象者が医学分野において最先端の専門的知識と高度な技術を備え、自立して研究活動を行うことができ、最先端研究を行える研究者及び世界で活躍する医療関係従事者たるに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

- ① 研究テーマ及び問題設定に独創性や新規性があると認められること
- ② 問題設定に対してふさわしい研究方法を実践し、それまでの展開を踏まえて論理的且つ明確に結論が導出されていること
- ③ 得られた結論等に社会や当該研究領域の発展に貢献する高い学術的価値が認められること

## 徳島大学大学院医科学教育部医学専攻（博士課程）学位論文提出基準

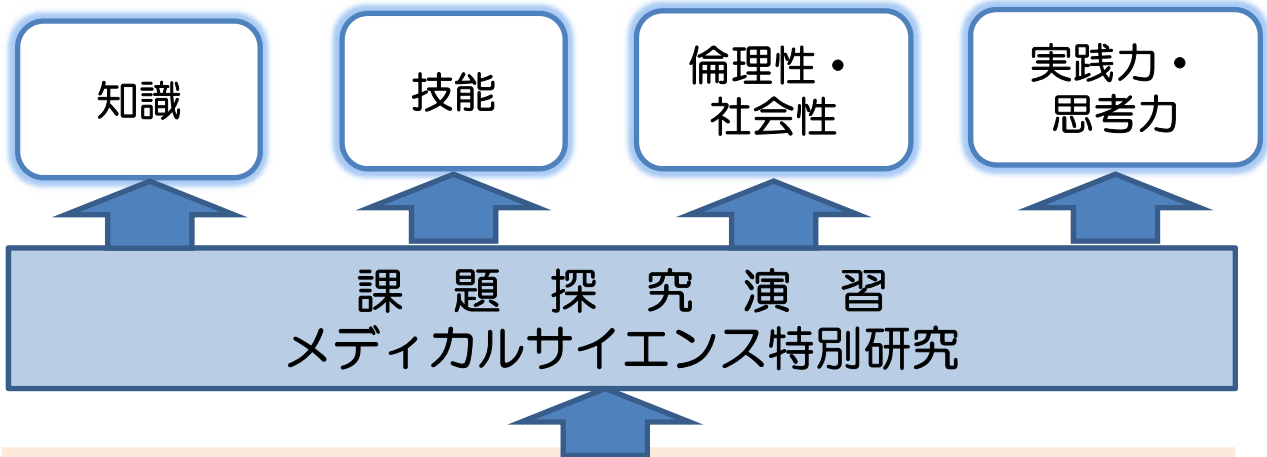
課 程 博 士	論 文 博 士
<p>① 博士論文は、発行機関の審査を経て学術雑誌等に公刊されたものでなければならない。ただし、提出の日から1年以内に公刊予定であることが受理証明により確認できた場合は、公刊に準じて取り扱うことができる。</p> <p>② 博士論文が共著論文である場合は、提出者が筆頭著者であり、かつ、共著者の承諾を得たものでなければならない。この場合において、当該論文が過去において博士論文として使用されていないものであり、将来においても博士論文として他に使用しないものであることを要する。</p> <p>③ 論文内容要旨 和文 1,000字～1,500字程度</p>	<p>課程博士の基準を準用する</p>



# 医科学教育部修士課程カリキュラムマップ

## ディプロマ・ポリシー

1. 知識  
医学以外の多様な専門性を持つ学生の個性を活かすとともに、体系的、統合的に基礎医学から先端医学まで幅広い知識を身につけている。
2. 技能  
生命科学の研究手技、技能を理解し、先端的知見を得るための技術を修得して国際展開するための能力を有する。
3. 倫理性・社会性  
医学分野の高度専門職業人及び研究者として、生命倫理を尊重し、医学教育研究に熱意を持ち、進歩する高度先進医療に国際的な視野をもって対応することができる。
4. 実践力・思考力  
医学に関する幅広い知識、技能に裏付けられた実践力を身につけ、医学・医療の学際的融合領域を推進するための先進的思考力を備えている。



## 専門科目

### 【必須】

ヒューマンサイエンス（病理病態学） / 臨床医学概論

### 【選択】

ゲノム医科学概論/メディカルサイエンス基本実習/  
 プロテオミクス医科学特論/応用分子酵素学・病態学特論/  
 メディカルエレクトロニクス特論/ナノテクノロジー医療応用特論/  
 医療遺伝学特論/発生・分化・再生医学特論

## 共通カリキュラム

### 【必須】

生命倫理概論/プロテオミクス概論

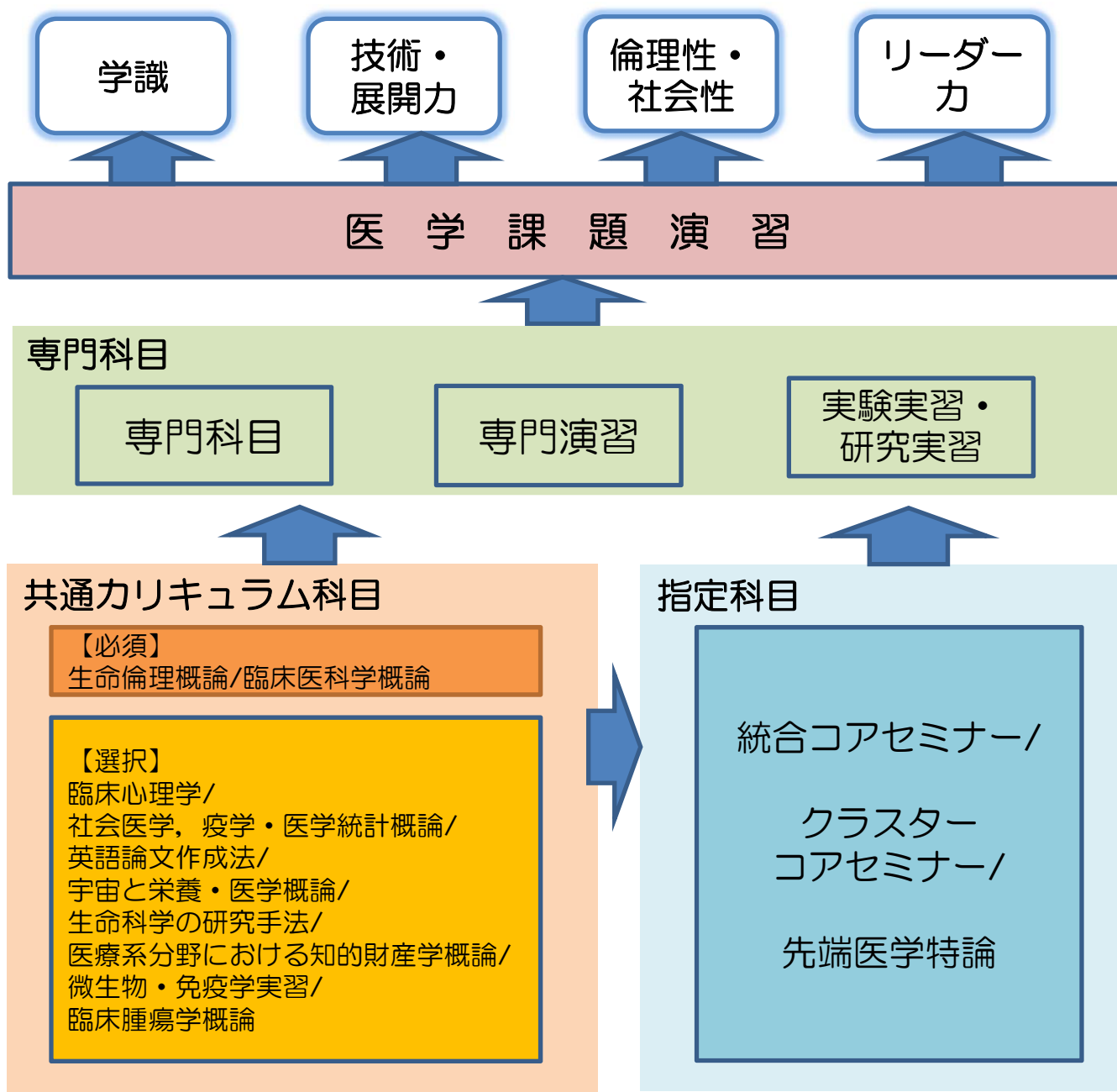
### 【選択】

臨床心理学/社会医学、疫学・医学統計概論/英語論文作成法/  
 宇宙と栄養・医学概論/生命科学の研究手法/  
 医療系分野における知的財産学概論/臨床薬理学概論  
 ヒューマンサイエンス（形態と機能）/ゲノム創薬特論

# 医科学教育部博士課程カリキュラムマップ

## ディプロマ・ポリシー

1. 学識  
最先端の医学・生命医科学の研究活動に必要な高度の研究能力と医療の高度化に寄与しうる高い専門知識と豊かな学識を身につけている。
2. 技術・展開力  
最先端の専門的知識・高度な技術を備えるとともに、広範な応用力、洞察力、創造力を身につけ、国際的に活躍できる技術とその展開力を備えている。また、生涯にわたって自己研鑽する態度を身につけている。
3. 倫理性・社会性  
最先端研究を行える研究者及び地域と世界で活躍する医療関係従事者として、生命倫理を第一義に、深い探求心と情熱を持ち、地域や国を越えて社会貢献する意志と意欲を身につけている。
4. リーダー力  
医学の進歩と社会福祉の向上に寄与するため、幅広い学識と高度な研究能力に基づき、先進的で個性的な研究を推進、結実させ、未来を指し示すリーダー力を備えている。



平成 年 月 日

研究指導計画書・報告書

医学教育学部 修士課程 医学専攻

学生番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 (名前は自署又は記名押印)

主指導教員名 \_\_\_\_\_ 印 副指導教員名 \_\_\_\_\_ 印 アドバイザー教員名 \_\_\_\_\_ 印

研究題目 \_\_\_\_\_

年次	研究指導計画		研究指導実施報告	
	履修予定授業科目	研究計画	研究実施経過報告	指導教員のコメント
前期				主指導教員名 _____ 面談日 _____  副指導教員名 _____ 面談日 _____  アドバイザー教員名 _____ 面談日 _____

				主指導教員名 _____ 面談日 _____  副指導教員名 _____ 面談日 _____  アドバイザー教員名 _____ 面談日 _____
後期				

**本計画書・報告書により、教育部の研究指導方針に基づいて、研究指導が実施されていることを確認する。**

※研究指導計画（「履修予定授業科目」及び「研究計画」）及び研究実施経過報告は主指導教員・副指導教員の指導に基づき作成し、学生が記載する。

8 ※入学時（平成31年度2年次生～4年次生については、31年4月時に）、その時点から修了までの各年の研究計画を記載した研究指導計画書・報告書（博士課程の場合は4枚、修士課程の場合は2枚）を作成の上（履修指導計画の部分（履修予定授業科目・研究計画）のみの作成）、その写しを学務課第一教務係（大学院担当）に提出すること。

※計画が変更となった場合は、その都度、修正した計画書を学務課第一教務係（大学院担当）に提出すること。

※研究実施経過報告：研究指導の進捗状況、実績、成果等を記載する。

※指導教員のコメント：学生の取組み状況、指導内容、指導計画の変更等を主指導教員、副指導教員及びアドバイザー教員が記載する。

※副指導教員及びアドバイザー教員は少なくとも半年に一度は面談等を行い、所見等を記載する。

※面談等は電話やメール等による連絡でも可とする。

※他教育部の教員が副指導教員及びアドバイザー教員になる場合は、「徳島大学における学部及び大学院の学生の研究指導について（平成28年10月19日大学教育委員会決定）に基づき、手続きすること。

※研究指導計画書・報告書は入学次に作成し、各年次の終了時に研究指導実施報告の記載後に氏名横に押印して学務課第一教務係（大学院担当）に提出する（最終年次は学位論文提出までに提出する）。提出された研究指導計画書・報告書は、プログラム評価委員会等で随時確認し教育の質向上に役立てる。また、学位審査時に確認する。

※普遍的な研究倫理観を醸成するためにCITI Japanのe-learning講座を受講する。

（研究指導において、研究倫理教育を行うことを必ず記載。）

平成 年 月 日

研究指導計画書・報告書

医学教育学部 博士課程 医学専攻

学生番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 (名前は自署又は記名押印)

主指導教員名 \_\_\_\_\_ 印 副指導教員名 \_\_\_\_\_ 印 アドバイザー教員名 \_\_\_\_\_ 印

研究題目 \_\_\_\_\_

年次	研究指導計画		研究指導実施報告	
	履修予定授業科目	研究計画	研究実施経過報告	指導教員のコメント
前期				主指導教員名 _____ 面談日 _____ 副指導教員名 _____ 面談日 _____ アドバイザー教員名 _____ 面談日 _____

				主指導教員名 _____ 面談日 _____  副指導教員名 _____ 面談日 _____  アドバイザー教員名 _____ 面談日 _____
後期				

**本計画書・報告書により、教育部の研究指導方針に基づいて、研究指導が実施されていることを確認する。**

※研究指導計画（「履修予定授業科目」及び「研究計画」）及び研究実施経過報告は主指導教員・副指導教員の指導に基づき作成し、学生が記載する。

30 ※入学時（平成31年度2年次生～4年次生については、31年4月時に）、その時点から修了までの各年の研究計画を記載した研究指導計画書・報告書（博士課程の場合は4枚、修士課程の場合は2枚）を作成の上（履修指導計画の部分（履修予定授業科目・研究計画）のみの作成）、その写しを学務課第一教務係（大学院担当）に提出すること。

※計画が変更となった場合は、その都度、修正した計画書を学務課第一教務係（大学院担当）に提出すること。

※研究実施経過報告：研究指導の進捗状況、実績、成果等を記載する。

※指導教員のコメント：学生の取組み状況、指導内容、指導計画の変更等を主指導教員、副指導教員及びアドバイザー教員が記載する。

※副指導教員及びアドバイザー教員は少なくとも半年に一度は面談等を行い、所見等を記載する。

※面談等は電話やメール等による連絡でも可とする。

※他教育部の教員が副指導教員及びアドバイザー教員になる場合は、「徳島大学における学部及び大学院の学生の研究指導について（平成28年10月19日大学教育委員会決定）に基づき、手続きすること。

※研究指導計画書・報告書は入学次に作成し、各年次の終了時に研究指導実施報告の記載後に氏名横に押印して学務課第一教務係（大学院担当）に提出する（最終年次は学位論文提出までに提出する）。提出された研究指導計画書・報告書は、プログラム評価委員会等で随時確認し教育の質向上に役立てる。また、学位審査時に確認する。

※普遍的な研究倫理観を醸成するためにCITI Japanのe-learning講座を受講する。

（研究指導において、研究倫理教育を行うことを必ず記載。）

## 研究活動におけるチェックリスト

大学院医科学教育部（修士・博士）課程での研究活動において以下のチェックリストを全て確認しました。

チェックした日時      年    月    日

署名

1) 私本人が直接関わったデータ取得、保存、解析処理、判断、解釈、論文における記述、議論について

実験条件、実験結果、解析処理の全ての段階での操作の根拠、結果の判断、解釈、議論などが実験ノートを中心に第三者が確認可能なように適切に記録されている。

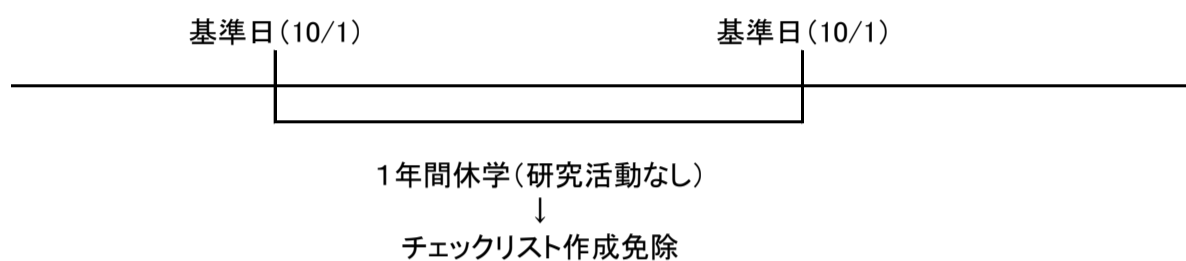
実験ノートを元に研究進行の適切さについて指導者の確認を得ている。

2) 共同研究者が直接関わったデータ取得、保存、解析処理、判断、解釈、論文における記述、議論について

実験、論文作成が適切に行われたことの確認を得ている。

## ■研究活動におけるチェックリストの作成及び提出について

- ①毎年，原則10月1日を基準に作成する（秋入学者については，4月1日を基準日とする）
- ②作成したチェックリストを各分野で学位申請時まで保管する
- ③学位申請時に他の書類と一緒に提出する
- ④毎年作成日(10/1)において，前一年間，休学している場合は免除する



※平成30年10月1日以降に学位申請する学生について適用する（博士課程）

※平成31年1月1日以降に学位申請する学生について適用する（修士課程）





※渡航先が複数ある場合に記入してください。 Please fill in the details below when there are a plurality of destinations.

渡航日程 Schedule	期間 Period (月 mm/日 dd)	訪問国 Nations	訪問機関・滞在地 Visit Institutions/Lodgings	滞在中の連絡先 TEL / E-mail
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			
	/ ~ /			